

豊川市一般廃棄物処理基本計画
改訂版（素案）

令和7年 月

豊川市

目次

第1編 共通	1
第1章 総論	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画期間	2
第4節 計画対象区域	3
第5節 計画の範囲	3
第6節 上位計画における「ごみ」及び「生活排水」の関連事項	4
第7節 広域化計画	6
第2編 ごみ処理基本計画	8
第1章 ごみ処理の状況	8
第1節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー	8
第2節 ごみ排出量の実績及びごみの性状	11
第3節 収集運搬	15
第4節 中間処理	16
第5節 最終処分	19
第6節 ごみ処理経費	21
第2章 ごみ処理の評価	22
第1節 分別区分の評価	22
第2節 廃棄物処理システムによる比較評価	22
第3節 数値目標の評価	23
第3章 ごみ処理の課題	25
第4章 ごみ排出量の見込み	27
第1節 人口推計	27
第2節 ごみ排出量の推計結果	28
第5章 具体的な取り組み	34
第1節 取り組みの体系	34
第6章 ごみ処理の基本計画	43
第1節 分別計画	43
第2節 収集・運搬計画	44
第3節 中間処理計画	45
第4節 最終処分計画	49
第5節 ごみの処理施設の整備に関する事項	50
第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項	50

第3編	生活排水処理基本計画	53
第1章	基本方針	53
第2章	生活排水処理の現況	54
第1節	生活排水処理の体系	54
第2節	生活排水の排出状況	54
第3章	生活排水処理基本計画	57
第1節	計画の目標	57
第2節	生活排水処理の計画	57
第4章	生活排水処理区域及び人口等	60
第5章	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	61
第1節	収集・運搬計画	61
第2節	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	61
第3節	その他の計画	62

第1編 共通

第1章 総論

第1節 計画策定の目的

廃棄物処理の目的は公衆衛生の向上から公害問題と生活環境の保全、循環型社会の形成、循環型経済社会への移行と時代によって変化し、それに対応して長年、法制度の整備が進められてきました。

国では循環型社会の形成と推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物適正処理のための廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、リサイクルの推進のための資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）、個別物品の特性に応じた規制など様々な法の整備を行ってきました。また、ここ数年は食品ロスの削減やプラスチックごみへの対応という新たな問題も挙げられており、廃棄物は量だけでなく、その質の変化も求められています。

豊川市（以下「本市」といいます。）では、令和2年3月に、令和11年度までの10年間の計画（以下「現行計画」といいます。）を策定し、ごみの排出抑制や資源化の推進など資源循環の取り組みを推進してきました。しかしながら、令和6年度に中間目標年度を迎えるとともに、現行計画策定中に施行された「食品ロス削減推進法」や、その後策定された「プラスチック資源循環促進法」への対応が必要となっています。さらに、現行計画の上位計画である本市の環境基本計画が令和7年3月に中間見直しを行っており、この趣旨に沿った内容とする必要もあります。

これらを踏まえ、ごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めること、さらに、4Rの取り組みを継続しながら、ものの新たな分別・再資源化への取り組みを推進し、ごみ量の削減と資源化を促進するため現行計画の中間見直しを行うとともに、食品ロス削減推進法において策定が努力義務化されている食品ロス削減推進計画についても盛り込むこととします。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定するものです。本計画の策定に当たっては、廃棄物処理法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画や環境基本計画、その他関連計画と整合を図ります。本計画の位置付けを図1-1に示します。なお、具体的事項については、本計画に基づき、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。

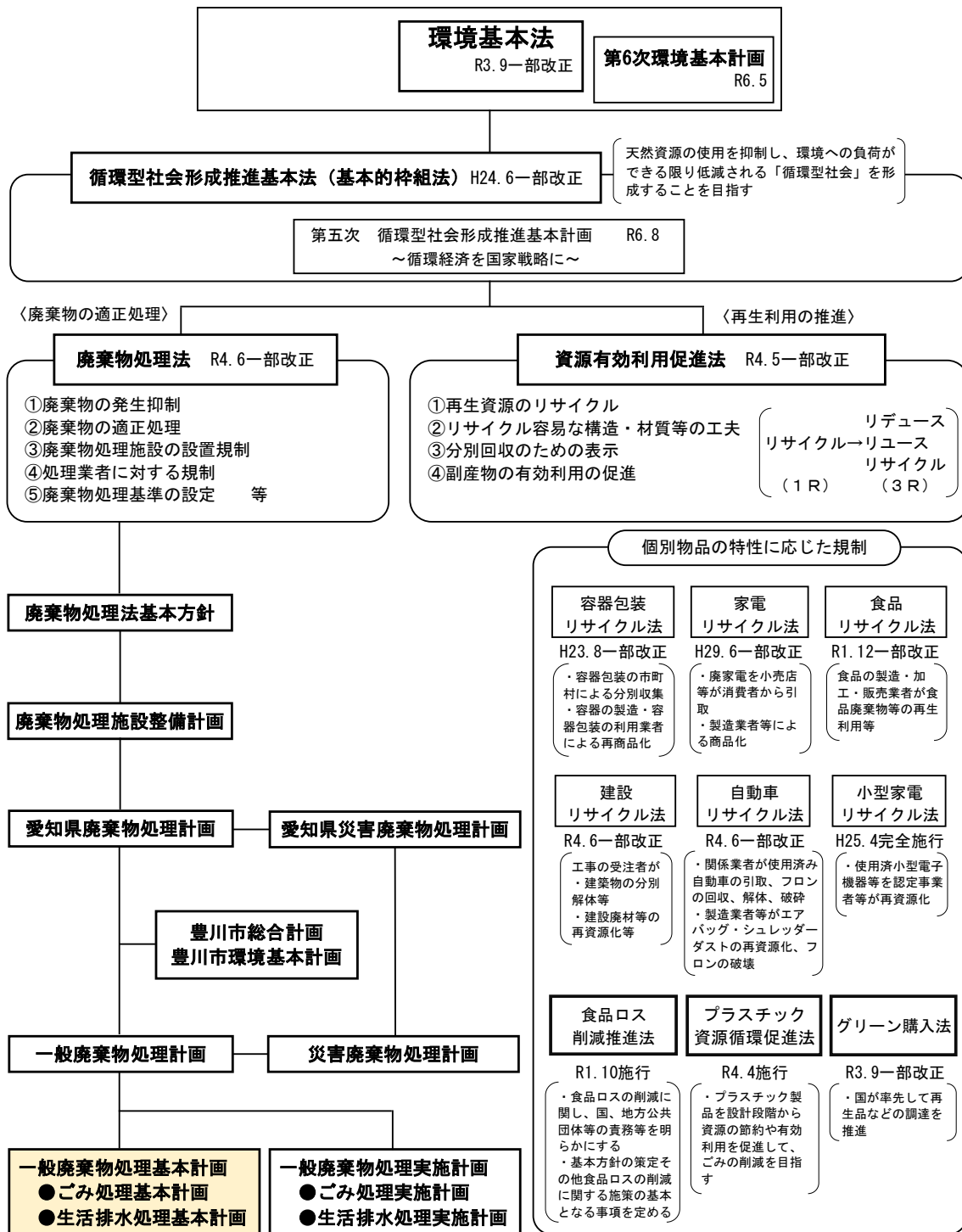


図 1-1 本計画の位置付け

第3節 計画期間

本計画の期間は、上位計画である本市の環境基本計画の計画期間と同じ、令和2年度を初年度とし令和12年度を目標年度とする11年間とします。

なお、毎年計画の進捗状況を調査・評価するとともに、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合、見直しを行うものとします。

第4節 計画対象区域

本計画は豊川市全域を対象区域とします。

第5節 計画の範囲

一般廃棄物処理計画は長期的、総合的な視点に立ち、廃棄物の基本的事項を定める「一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）」と、基本計画実施のために必要な各年度の事業について定める「一般廃棄物処理実施計画」により構成されます（図 1-2）。

本計画は本市で発生する「ごみ」及び「生活排水」を対象とし、排出抑制のほか、収集・運搬、処分・資源化の処理すべてを範囲として策定します。

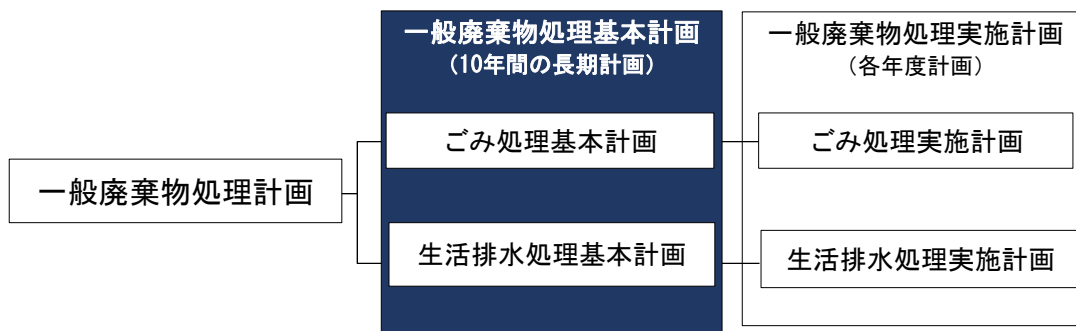


図 1-2 一般廃棄物処理計画の構成

第6節 上位計画における「ごみ」及び「生活排水」の関連事項

本市の上位計画を以下に整理します。

1. 第6次 豊川市総合計画[基本計画改訂版]（2016年度～2025年度）

計画期間	平成28年度～令和7年度															
総人口	令和2年：182,671人、令和7年：183,107人、令和12年：182,734人															
ごみ	<p>[施策] ごみの適正処理の推進</p> <p style="text-align: center;">将来目標 ごみの減量と資源化が進み、適正で持続可能なごみ処理が行われているまち</p> <p>[主な手段と事業例]</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>①適正なごみ処理方法の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型清掃活動の推進 ・ごみ減量のための情報提供 ・ごみ分別マニュアルの作成 ・食品ロスの削減の推進 <p>②ごみ処理施設の効率的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみの減量 ・焼却施設の長寿命化 ・焼却灰処分の民間委託への移行 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>③資源循環型社会形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化品目の拡充 ・刈草剪定枝堆肥化施設の受入拡大および堆肥、チップの利用促進 ・有価物回収団体への支援 ・ごみの再生利用および再利用の推進 <p>④ごみ処理経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設の広域化 ・民間処理事業者の活用 ・排出者の適正負担 <p>⑤ごみ出しの利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集方法、手続きの柔軟化 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">実績値 平成26年度値</th> <th style="width: 35%;">目標値 令和6年度値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民1人1日当たり ごみ排出量</td> <td style="text-align: center;">1,042g</td> <td style="text-align: center;">887g</td> </tr> <tr> <td>市民1人1日当たり ごみ排出量のうち、 家庭ごみ排出量</td> <td style="text-align: center;">604g</td> <td style="text-align: center;">508g</td> </tr> <tr> <td>資源化率</td> <td style="text-align: center;">27.0%</td> <td style="text-align: center;">26.8%</td> </tr> </tbody> </table>		<p>①適正なごみ処理方法の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型清掃活動の推進 ・ごみ減量のための情報提供 ・ごみ分別マニュアルの作成 ・食品ロスの削減の推進 <p>②ごみ処理施設の効率的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみの減量 ・焼却施設の長寿命化 ・焼却灰処分の民間委託への移行 	<p>③資源循環型社会形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化品目の拡充 ・刈草剪定枝堆肥化施設の受入拡大および堆肥、チップの利用促進 ・有価物回収団体への支援 ・ごみの再生利用および再利用の推進 <p>④ごみ処理経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設の広域化 ・民間処理事業者の活用 ・排出者の適正負担 <p>⑤ごみ出しの利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集方法、手続きの柔軟化 		実績値 平成26年度値	目標値 令和6年度値	市民1人1日当たり ごみ排出量	1,042g	887g	市民1人1日当たり ごみ排出量のうち、 家庭ごみ排出量	604g	508g	資源化率	27.0%	26.8%
<p>①適正なごみ処理方法の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型清掃活動の推進 ・ごみ減量のための情報提供 ・ごみ分別マニュアルの作成 ・食品ロスの削減の推進 <p>②ごみ処理施設の効率的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみの減量 ・焼却施設の長寿命化 ・焼却灰処分の民間委託への移行 	<p>③資源循環型社会形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化品目の拡充 ・刈草剪定枝堆肥化施設の受入拡大および堆肥、チップの利用促進 ・有価物回収団体への支援 ・ごみの再生利用および再利用の推進 <p>④ごみ処理経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設の広域化 ・民間処理事業者の活用 ・排出者の適正負担 <p>⑤ごみ出しの利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集方法、手続きの柔軟化 															
	実績値 平成26年度値	目標値 令和6年度値														
市民1人1日当たり ごみ排出量	1,042g	887g														
市民1人1日当たり ごみ排出量のうち、 家庭ごみ排出量	604g	508g														
資源化率	27.0%	26.8%														
生活排水	<p>[施策] 生活排水対策の推進</p> <p style="text-align: center;">将来目標 生活排水が適正に処理され、河川などの水環境が保全されているまち</p> <p>[主な手段と事業例]</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>①生活排水の適正処理の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の主要河川の水質調査 ・合併浄化槽設置への支援 ・生活排水対策の啓発 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>②公共下水道施設の整備と維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道施設の整備 ・公共下水道施設の長寿命化 ・下水道事業への公営企業会計制度の導入 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">実績値 H26.3.31 値</th> <th style="width: 35%;">目標値 R6.3.31 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道の 普及率</td> <td style="text-align: center;">74.8%</td> <td style="text-align: center;">86.5%</td> </tr> </tbody> </table>		<p>①生活排水の適正処理の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の主要河川の水質調査 ・合併浄化槽設置への支援 ・生活排水対策の啓発 	<p>②公共下水道施設の整備と維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道施設の整備 ・公共下水道施設の長寿命化 ・下水道事業への公営企業会計制度の導入 		実績値 H26.3.31 値	目標値 R6.3.31 値	公共下水道の 普及率	74.8%	86.5%						
<p>①生活排水の適正処理の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の主要河川の水質調査 ・合併浄化槽設置への支援 ・生活排水対策の啓発 	<p>②公共下水道施設の整備と維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道施設の整備 ・公共下水道施設の長寿命化 ・下水道事業への公営企業会計制度の導入 															
	実績値 H26.3.31 値	目標値 R6.3.31 値														
公共下水道の 普及率	74.8%	86.5%														

2. 豊川市環境基本計画 2020 改訂版

目標年度	令和 12 年度																				
ごみ	<p>[将来像]環境行動都市 とよかわ ～一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して～</p> <p>[環境目標 3]資源を大切にすまち</p> <p>[目標達成に向けた方針]</p> <p>方針①豊かな水資源を有効に活用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の豊かな水資源を有効に活用しつつ、後世に残していきます。 <p>方針② 4 R を推進して、資源化とごみ減量を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化を推進し、ごみとして処理せざるを得ないものを減らしていきます。 <p>方針③ごみを適正に処理する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の維持管理に努め、ごみを適正に処理していきます。 																				
	<p>1 取組の方向性</p> <p><u>② 4 R (リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル) に積極的に取り組みます!</u></p> <p>本市では、4 R の推進に取り組んでおり、今後もこの取組を推進します。市民 1 人 1 日あたりごみ排出量は減少傾向にあるものの県内市平均を上回っており、更なる対策が必要です。循環型社会の形成に向けて、ごみとして処理しているものの資源化について重点的に取り組みます。</p> <p><u>③ 計画的なごみ処理体制の維持・充実に努めます!</u></p> <p>廃棄物処理機能を維持するため、施設の延命化や安定稼働を図っており、引き続き計画的なごみ処理体制の維持・充実に努めます。</p>																				
	<p>2 環境指標とモニタリング指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境指標</th> <th>現状値 (2023 年度)</th> <th>目標値 (2030 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">環境指標</td> <td>3-1 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量</td> <td>577g/人日</td> <td>500g/人日</td> </tr> <tr> <td>3-2 ごみの資源化率</td> <td>23.6%</td> <td>26.0%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリング指標</td> <td>3-3 ごみ処理対策の市民満足度</td> <td>76.0%</td> <td>80.0%</td> </tr> <tr> <td>3-4 「水道水の安全・安定供給」市民満足度</td> <td>85.2%</td> <td>85.0%</td> </tr> </tbody> </table>			環境指標		現状値 (2023 年度)	目標値 (2030 年度)	環境指標	3-1 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	577g/人日	500g/人日	3-2 ごみの資源化率	23.6%	26.0%以上	モニタリング指標	3-3 ごみ処理対策の市民満足度	76.0%	80.0%	3-4 「水道水の安全・安定供給」市民満足度	85.2%	85.0%
環境指標		現状値 (2023 年度)	目標値 (2030 年度)																		
環境指標	3-1 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	577g/人日	500g/人日																		
	3-2 ごみの資源化率	23.6%	26.0%以上																		
モニタリング指標	3-3 ごみ処理対策の市民満足度	76.0%	80.0%																		
	3-4 「水道水の安全・安定供給」市民満足度	85.2%	85.0%																		
	<p>方針② 4 R を推進して資源化とごみ減量を進める</p> <p>[取組 B] リフューズ(断る)・リデュース(減らす)の推進</p> <p>[施策 B-1]ごみ減量の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「とよかわ食品ロス・トリプルゼロ」事業の推進 ・食品ロス削減推進計画の策定 ・生ごみ処理機購入の補助 ・生ごみひとしぼり運動の実施(水きり方法の啓発、水切りグッズの配布等) ・食品ロス削減のため、協定先と連携した小学校への出前講座の講師派遣 <p>[取組 C]リユース(再使用)の推進</p> <p>[施策 C-1]再使用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報サイト「ジモティー」の利用啓発 ・粗大ごみから再使用可能な良品を選別し、地域情報サイト「ジモティー」へ出品 ・子育て応援「リユース市」の開催 <p>[取組 D]リサイクル(再生利用)の推進</p> <p>[施策 D-1]再生利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源化に向けた情報収集・研究 ・行政による資源の分別収集の実施と再生利用の推進 ・一般家庭からの廃食用油のリサイクル事業の推進 ・小型家電リサイクルの推進 ・市民団体による有価物回収事業補助金制度の実施 ・資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、地域情報サイト「ジモティー」やイベント等による 4 R の啓発 																				

	<p>方針③ごみを適正に処理する [取組E]適正なごみ処理の推進 [施策E-1]ごみの適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみカレンダー、資源・分別アプリ「さんあ〜る」の多言語化 ・市民の利便性向上のためのごみや資源の受入施設の開場日時の統一化 ・ごみ運搬車両の有料貸出（車両手配できない市民への対応） ・資源等持ち去り及びポイ捨て防止のため、監視パトロールの実施 ・野焼きの適正な指導・啓発（法律違反行為であることの周知等） ・事業系ごみの適正な処理について指導・啓発 ・不法投棄防止のためのパトロール実施と、県や事業者と連携した監視体制の維持 <p>[取組F]ごみ処理体制の充実 [施策F-1]ごみ処理体制の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の適正な維持管理の継続 ・東三河ごみ焼却施設広域化計画に基づく施設統合に向けた蒲郡市との調整
生活排水	<p>[環境目標4]社会の変化に適応し安心して暮らせるまち 方針②公害の不安なく暮らすことのできるまちをつくる [取組C]水・大気・土壌等の基盤の汚染防止 [施策C-1]水質の調査・監視及び汚濁防止の指導・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川や海域の水質調査の定期的な実施と結果の公表 ・下水道整備計画に基づく公共下水道の整備推進 ・下水道整備地域での未接続世帯の速やかな接続の働きかけ ・汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進 ・市民、事業者による河川・水路の水質保全、環境美化等の活動支援 ・生活排水対策に関する出前講座の実施

第7節 広域化計画

広域化を実施する東三河ブロックの既設焼却施設はそれぞれ建設年度が異なりますが、「東三河ごみ焼却施設広域化計画 平成24年度から令和13年度まで（令和5年3月中旬見直し）（以下「現行広域化計画」という。）」では、現行広域化計画の終期に新城市・北設地区で集約化、次期広域化計画期間（令和14年度以降）の早期に蒲郡市・本市で集約化を目指し、東三河ブロック内2体制（2施設）の構築を図ります。

また、2体制を実現した以降、東三河ブロック内1体制（1施設）の構築については、東三河ブロック内の廃棄物処理の実情や社会情勢を踏まえて、適宜検討します。

【ポイント】

- 豊川市の1, 3号炉（ストーカ炉）、5, 6号炉（熔融炉）は、計画期間内は継続使用が可能である。
- 蒲郡市の焼却施設は、計画期間内は継続使用が可能である。
- 新城市の焼却施設は、計画期間の終期に更新する必要がある。
- 北設広域事務組合は、既設の焼却施設を中継施設としており、現行広域化計画で求められる体制を構築済みである。

以上のポイントを踏まえて焼却施設更新の手順は図 1-3 に示すとおりです。

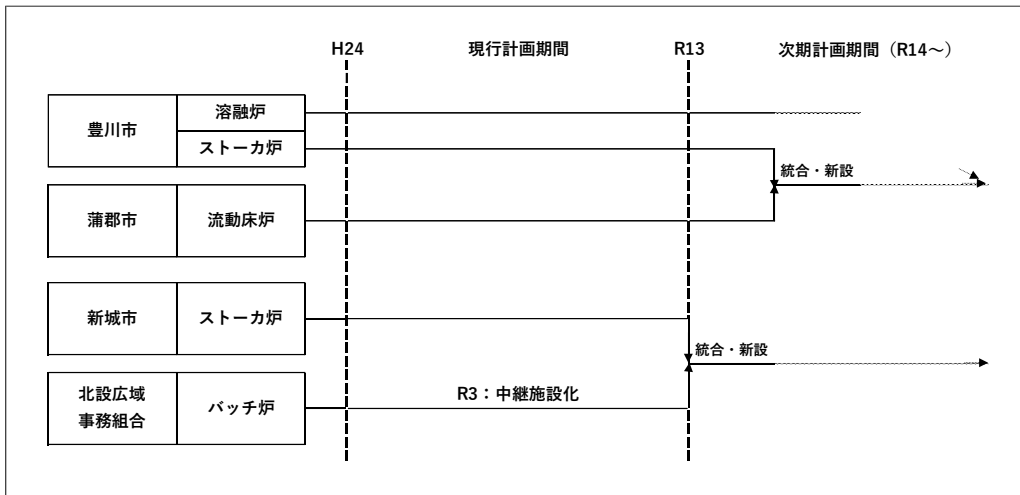


図 1-3 ごみ焼却施設の広域化のステップ

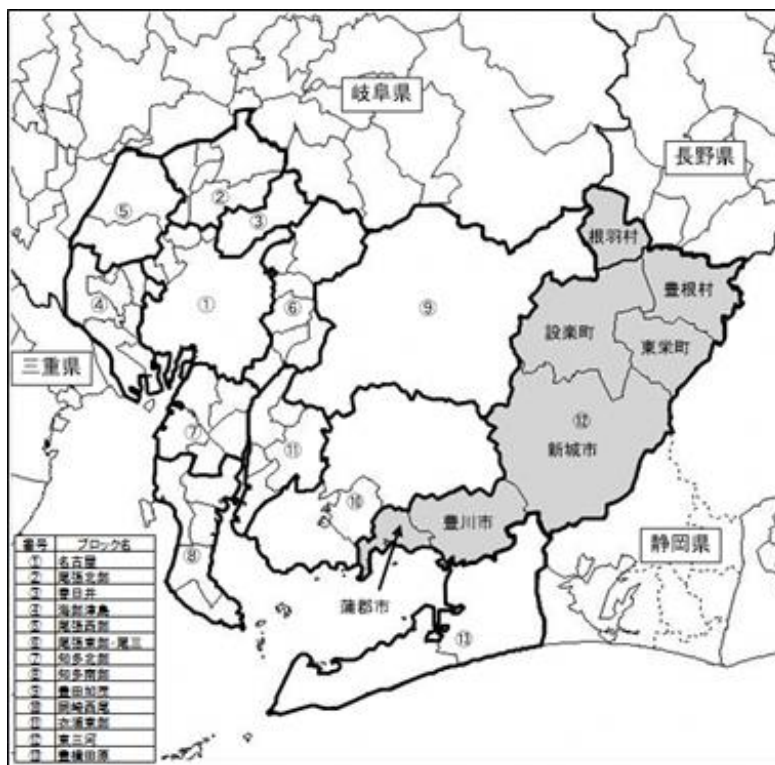


図 1-4 東三河ブロックの位置図

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況

第1節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー

1. ごみの分別区分

ごみの分別区分は図 2-1 に示すとおりです。資源、可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、粗大ごみの5分別となっています。

令和6年度

資源と家庭ごみの分け方・出し方ルール

豊川地区版
TOYOTA KAWA

・収集日当日の日の出から午前8時30分までにお住まいの町内のごみステーションへ出してください。(可燃・不燃ごみは指定ごみ袋で)
 ・ごみステーションは町内会またはアパート等管理会社で管理しています。ご迷惑となりますので、他町内会区域への持込みはご遠慮ください。

台風等で収集用のカゴや網袋が散乱しそうな時は、資源や危険ごみの収集を中止することがあります。(代替の収集は行いません)
 中止の場合は市ホームページ、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等でお知らせします。

資源 週1回 毎週 曜日

※お住まいの地区の収集日を記入して下さい

紙類

雨の日には出さない

4種類の紙類に分別する

ひもで十字にしばる

紙資源にならないものは**可燃ごみ**へ

資源になる紙がみ

お菓子などの紙箱、紙袋、紙袋、ダイレクトメール、はがき、名刺、ティッシュボックスや封筒(ビニールは除く)、コピー用紙など

※小さな新聞は、紙袋や封筒などに入れてひもで縛ってください

ペットボトル

つぶして出してください

汚れているものやサラダ油、ソース、焼肉のタレの容器は**可燃ごみ**へ

つぶす

つぶす

つぶす

古着・タオル類

雨の日には出さない

破れ・汚れ・臭いのあるものは**可燃ごみ**へ

1m角を超える布は**粗大ごみ**へ

白色トレー

雨の日には出さない

洗って乾かす

柄付き・色付きトレーは**可燃ごみ**へ

金属・カン類

すすいで汚れがとれないものは**不燃ごみ**へ

大きさは、黄色のカゴに入るものに限り

つぶさない

※クリップやばねなど小さなものは金属製のカゴに入れるなど、カゴに傷まないように出してください

ビン類

飲料・食料・化粧品を詰め替えたガラス製のもの

飲料・食料・化粧品のビンのキャップフタを取らずに**可燃ごみ**へ

汚れているものは**不燃ごみ**へ

一升ビンはフタをして出す

可燃ごみ 週2回 毎週 曜日

指定ごみ袋(燃焼型)を記入して下さい

指定可燃ごみ袋に入れて、口が縛れないものは**粗大ごみ**へ

生ごみはしっかり水切りをする

プラスチック類

生ごみ

発泡スチロール類(指定ごみ袋に入る大きさにする)

皮革・ゴム製品

破れ、汚れ、臭いのある衣類

カーゴ・靴類

ホース・ロープなど長いもの

長さ1m以内に切る

オムツ(汚物は取り除く)

カーゴ・靴類

刃物類

※刃物類は、紙に巻きつけて梱包して下さい

※長さ10~30cmのものは**粗大ごみ**へ

危険ごみ 月2回 毎月第 水曜日

指定ごみ袋(燃焼型)を記入して下さい

袋には入れず、カゴへそのまま入れる

スプレー缶

ライター

発光管

水銀体温計

刃物類

刃物類は、紙に巻きつけて梱包して下さい

※刃物類は、紙に巻きつけて梱包して下さい

※刃物類は、紙に巻きつけて梱包して下さい

乾電池

充電式電池

ボタン電池

充電式電池、ボタン電池(型番記号SR、PR、LR)はリサイクル・回収協力店でも回収できます。

※バッテリー(鉛蓄電池)は出せません

不燃ごみ 月2回 毎月第 水曜日

指定ごみ袋(燃焼型)を記入して下さい

指定不燃ごみ袋に入れて、口が縛れないものは**粗大ごみ**へ

スプレー缶(カセットボンベ)は中身が空でも**危険ごみ**へ

家電製品は、取り外せる電池や充電式電池を外してから出す(コードは要する)

ガラス・陶磁器・刃物

汚れたものや破れたものは**可燃ごみ**へ

小型家電製品

パソコンは出せません

白熱・LED電球

かさねたフタは出せません

粗大ごみ

指定ごみ袋に入れて口が縛れないものや、長さ、太さが一定以上のものは**粗大ごみ**です

指定ごみ袋に入れて口が縛れないもの(机、ソファ、自転車、大型家電、ゴルフクラブ、風呂のフタなど)

幅10~30cm、長さ1.5mまでの木(建築廃材や市で処理できないものは受け取れません)

1m角を超える布(カーテン、毛布、布団、シーツ、カーペットなど)や長さ1mを超えるもの(ホース、縄)

直接持込 ◆無料(ただし家電リサイクル法対象品目は有料)予約不要

※持ち込みの予約は不要です。必ずお電話などでご確認ください

※現地での持ち込みの予約は不要です。必ずお電話などでご確認ください

※粗大ごみ以外には受け取れません

戸別収集 ◆有料・電話予約制

収集料金 ◆原則として1個1,050円(家電リサイクル法対象品目は1個2,100円+リサイクル券が必要)

戸別収集の申込、問い合わせ先

受付日▶毎日(12/31~1/3を除く)

受付時間▶午前9時~午後4時30分

粗大ごみ受付センター(☎89-2174)

小型家電製品は以下の方法でも排出できます。

※家電リサイクル法対象品類(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を除く

方法① 専用的小型家電回収ボックスへ投入(無料)

回収対象投入口(17cm×28cm)に入る大きさの小型家電製品

回収後、廃棄センター(小・中・大・高)へ送りつけます

方法② 回収への直接持込み(無料、回収ボックスに入らない大きさも含む)

指定不燃ごみ袋に入る大きさ(三月田地区のみ)

指定不燃ごみ袋に入らない大きさ(大・中・小)は粗大ごみ受付センター

※パソコンは回収ボックスに入れることができません

ごみ運搬用 軽トラック貸出制度(有料)

貸出日▶毎日(12月31日~1月3日は利用できません)

料 金▶1個300円(保険・燃料代を含む)

貸出期間▶①午前9時~正午 ②午後1時~4時

予約方法▶事前に清掃事務所 窓口または電話(☎89-2186)で予約

キャンセル▶土日祝日の利用予約後のキャンセルは利用日前までの平日に手続きが必要(事前の返金手続きがない場合には返金されません)

利用目的▶豊川市の原簿から出たごみ・資源を市の指定する施設に持込する場合に限ります

※予約受付後でも、雨等の状況等やむを得ない事由により予約を取り消ささせていただく場合があります。

豊川市HPにも「ごみ分別辞典」を掲載しています。

豊川市 ごみ分別辞典

「ごみ分別ガイド(豊川市AIチャットボット)」からも分別方法を検索できます。

図 2-1 ごみの分別区分[令和6年度]

2. ごみ処理フロー

ごみ処理フローは図 2-2 に示すとおりです。ごみの主な処理・処分方法は表 2-1 表 2-1 に示すとおりです。

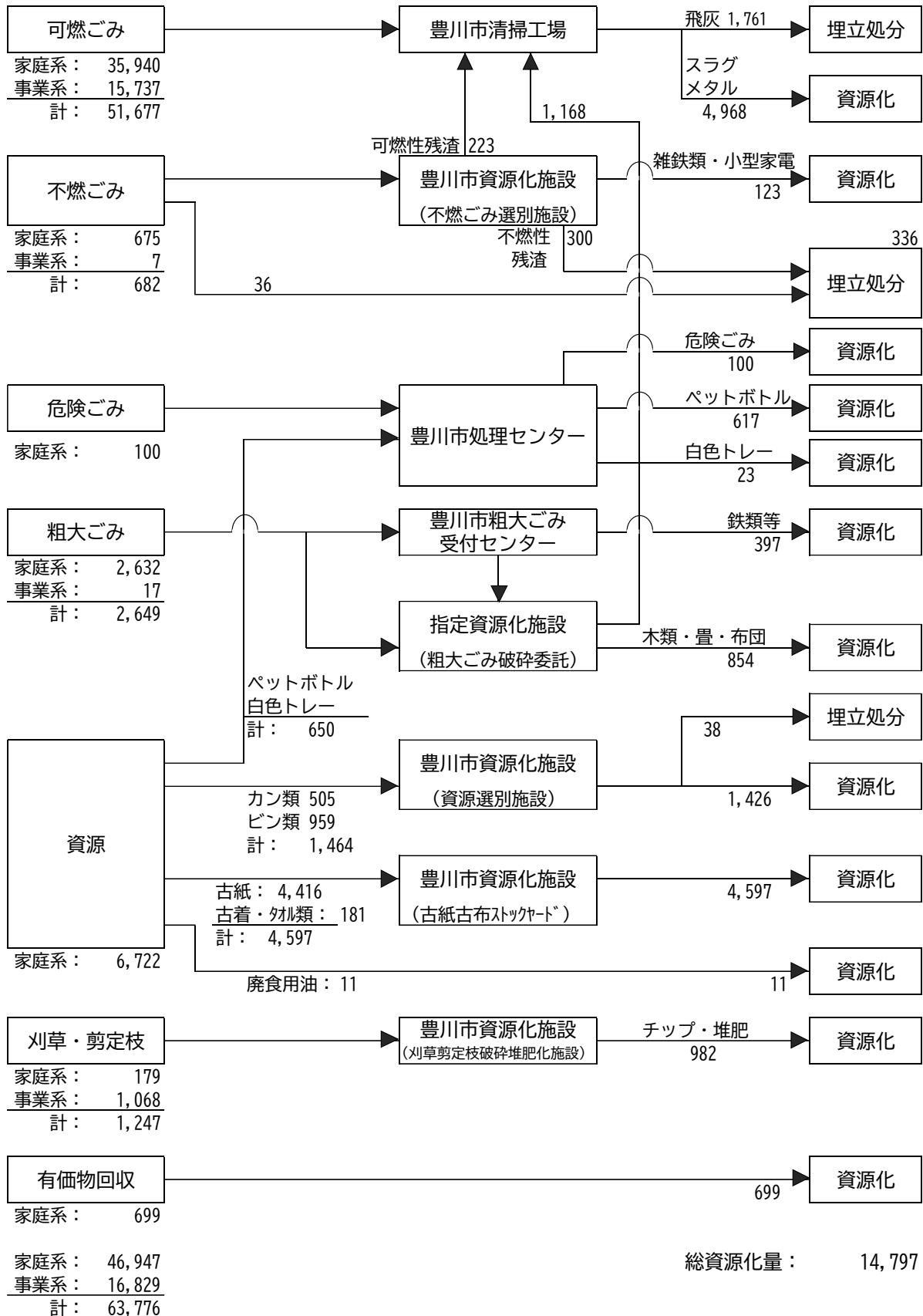


図 2-2 ごみ処理フロー (令和 5 年度実績)

表 2-1 ごみ処理・資源化方法

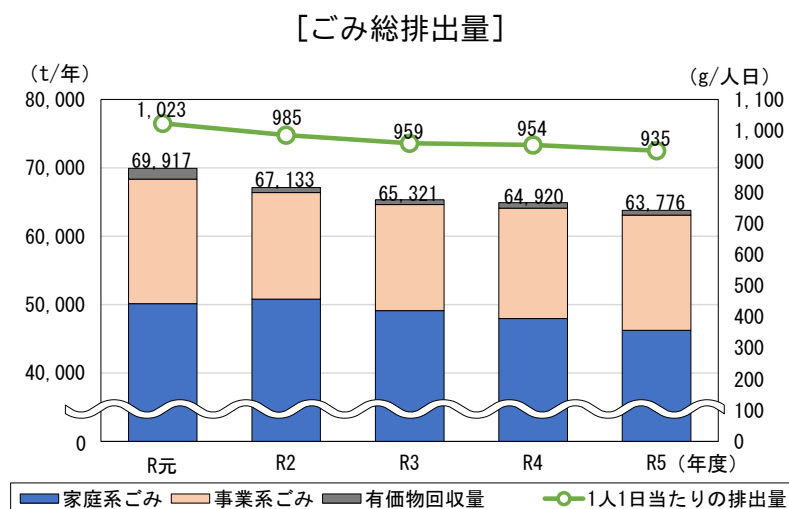
	処理・資源化方法
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊川市清掃工場」で焼却、溶融処理 ・処理により発生するスラグ、メタルは資源化業者に引き渡し又は公共工事利用 ・飛灰は、(公財)愛知県臨海環境整備センター・三重中央開発(株)で埋立処分
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊川市資源化施設(不燃ごみ選別施設)」において可燃性残渣、資源物(雑鉄類・小型家電)、不燃性残渣に分類 ・可燃性残渣は「豊川市清掃工場」で焼却、溶融処理 ・資源物(雑鉄類・小型家電)は、委託業者に引き渡し、資源化 ・不燃性残渣は、「豊川市一般廃棄物最終処分場」で埋立処分
危険ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊川市処理センター」に集められ品目ごとに分類 ・ライターは委託業者によるサーマルリサイクル ・スプレー缶、乾電池は、委託業者に引き渡し、資源化 ・蛍光灯は、処理センター内で破碎し、水銀を回収した後、水銀体温計と共に委託業者に引き渡し、資源化
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊川市粗大ごみ受付センター」で、木類、鉄類、小型家電類、毛布類・羽毛布団・布団類に分類 ・鉄類は、委託業者に引き渡し、資源化 ・毛布類、羽毛布団は、資源化業者に引き渡し ・木類、布団類は委託先で破碎後、一部資源化し、残渣は「豊川市清掃工場」で焼却、溶融処理
資源	<ul style="list-style-type: none"> ・紙類、古着・タオル類は、「豊川市資源化施設(古紙古布ストックヤード)」で異物除去後、資源化業者に引き渡し ・びん類、金属・缶類は、「豊川市資源化施設(資源選別施設)」でびん類は色別、金属・缶類は素材別に分類・プレス処理し、資源化業者に引き渡し ・ペットボトル、白色トレイは、「豊川市処理センター」で選別した後、ペットボトルは圧縮減容して水平リサイクル業者で資源化し、白色トレイは減容固化して資源化業者に引き渡し
刈草・剪定枝	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊川市資源化施設(刈草剪定枝破碎堆肥化施設)」で刈草は破碎して堆肥化、剪定枝は破碎してチップ化・堆肥化して市民及び事業者へ配布(チップについては販売)

第2節 ごみ排出量の実績及びごみの性状

1. ごみ排出量の実績

過去5年間（令和元年度～令和5年度）のごみ排出量は図 2-3 に示すとおりです。ごみの総排出量はこの5年間は徐々に減少しています。家庭系ごみは令和3年度以降、減少傾向を示しています。事業系ごみは令和2・3年度に新型コロナウイルス禍により減少しましたが、令和4年度以降再び増加しています。

ごみ総排出量及び家庭系ごみの1人1日当たりの排出量については減少傾向を示しています。事業系ごみの1日当たりの排出量については令和2年度以降増加しています。



[家庭系ごみ排出量（資源・有価物除く）]

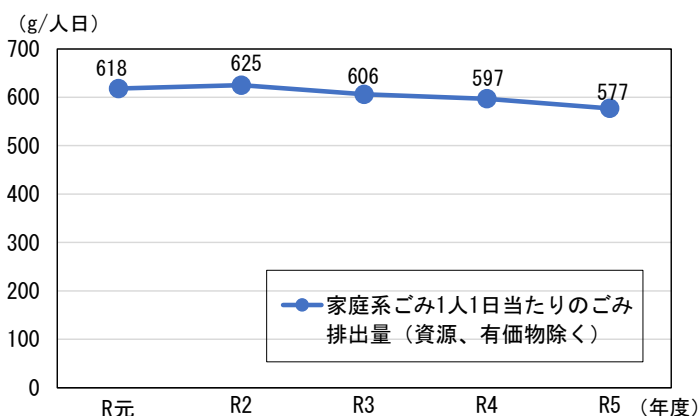


図 2-3 ごみ排出量及び1人1日当たり排出量の推移

表 2-2 ごみ排出量の実績

		年度	実績					
			2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	
人口(10月1日人口)		人	186,689	186,780	186,691	186,476	186,364	
家庭系 ごみ	収集 ごみ	可燃ごみ	t/年 37,552	37,723	36,939	36,707	35,597	
			g/人日 550	553	542	539	522	
	不燃ごみ	t/年	1,151	1,288	1,040	772	629	
		g/人日	17	19	15	11	9	
	危険 ごみ	スプレー缶	t/年	58	61	54	50	49
				4	5	4	4	3
		ガスライター	t/年	34	55	44	49	30
				14	15	18	11	18
		乾電池 蛍光管・体温計 小計	t/年	110	136	120	114	100
		g/人日	2	2	2	2	1	
	資源	スチール缶 アルミ缶 ビン類 紙類 古着 ペットボトル 白色トレイ 廃食用油 小計	t/年	341	321	297	272	252
				205	272	274	251	253
				1,070	1,084	1,054	1,023	959
				5,289	5,423	5,134	4,775	4,416
				220	246	206	186	181
				619	639	653	663	627
				23	23	21	19	23
				12	13	13	11	11
		t/年	7,779	8,021	7,652	7,200	6,722	
		g/人日	114	118	112	106	99	
	粗大ごみ	t/年	22	25	26	23	25	
		g/人日	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	
	計	t/年	46,614	47,193	45,777	44,816	43,073	
		g/人日	682	692	672	658	631	
	持込	可燃ごみ	t/年	269	273	259	302	343
			g/人日	4	4	4	4	5
		不燃ごみ	t/年	273	51	47	49	46
g/人日			4	1	1	1	1	
粗大ごみ		t/年	2,870	3,119	2,884	2,636	2,607	
		g/人日	42	46	42	39	38	
資源		t/年	121	173	163	165	179	
		g/人日	2	3	2	2	3	
計		t/年	3,533	3,616	3,353	3,152	3,175	
		g/人日	52	53	49	46	47	
合計		t/日	9.7	9.9	9.2	8.6	8.7	
		t/年	50,147	50,809	49,130	47,968	46,248	
		g/人日	734	745	721	705	678	
		t/日	137.0	139.2	134.6	131.4	126.4	
事業系 ごみ		可燃ごみ	t/年	16,559	14,235	14,344	14,874	15,737
			t/日	45.2	39.0	39.3	40.8	43.0
		不燃ごみ	t/年	16	15	10	7	7
			t/日	0.04	0.04	0.03	0.02	0.02
		粗大ごみ	t/年	42	13	3	9	17
			t/日	0.11	0.04	0.01	0.02	0.05
		資源	t/年	1,593	1,320	1,128	1,250	1,068
			t/日	4.4	3.6	3.1	3.4	2.9
		合計	t/年	18,210	15,583	15,485	16,140	16,829
			g/人日	267	229	227	237	247
		t/日	49.8	42.7	42.4	44.2	46.0	
有価物回収量		t/年	1,560	741	706	812	699	
		g/人日	23	11	10	12	10	
ごみ総排出量	t/年	69,917	67,133	65,321	64,920	63,776		
	g/人日	1,023	985	959	954	935		
	t/日	191.0	183.9	179.0	177.9	174.3		

2. ごみの性状

ごみの組成分析は、ステーションから直接採取した可燃ごみと不燃ごみを対象に、年1回組成分析調査を行っています。

1) 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成結果（令和元年度から令和5年度の平均）を表 2-3、図 2-4 に示します。厨芥類が最も多く、次いでプラスチック製容器包装、その他雑がみの順になっています。

表 2-3 可燃ごみの組成分析（5か年平均）

品 目	比率 (%)
厨芥類	33.68
段ボール	0.64
新聞紙、雑誌・広告	5.47
紙パック	0.65
その他紙製容器包装	3.85
その他雑がみ	12.52
布類	5.98
木・竹・ワラ類	6.49
ペットボトル	0.47
プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)	12.92
その他プラスチック類	4.48
ゴム・皮革類	1.04
その他可燃ごみ	10.64
不燃物類	1.07
その他細雑類	0.10
計	100.00

注： は資源化可能物を示します。

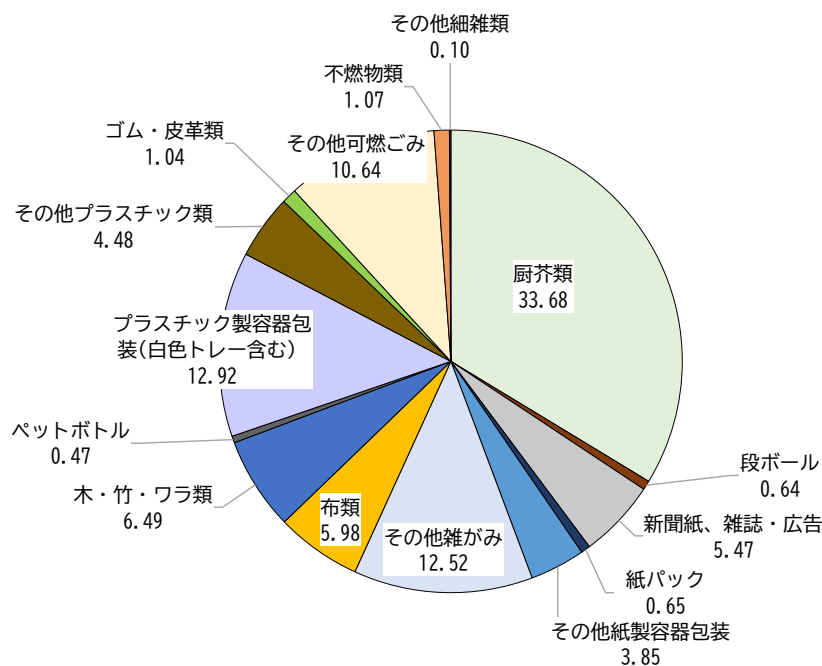


図 2-4 可燃ごみ組成分析（5か年平均）

2) 不燃ごみの組成

不燃ごみの組成結果（令和元年度から令和5年度の平均）を表 2-4、図 2-5 に示します。その他のビン・ガラス・陶磁器類が最も多く、家電類、その他プラスチックの順になっています。

表 2-4 不燃ごみの組成分析（5か年平均）

品目	比率 (%)
プラスチック製容器包装	1.48
その他プラスチック	10.23
ゴム・皮革	0.60
その他可燃ごみ	2.71
金属・カン類	9.54
ビン類（飲料・食品用）	3.85
その他のビン、ガラス、陶磁器類	37.42
家電類	24.31
スプレー缶	0.22
ライター・蛍光管・水銀体温計	0.18
乾電池	0.52
複合品類	6.20
処理困難物	2.40
その他細雑類	0.34
計	100.00

注：□ は資源化可能物を示します。

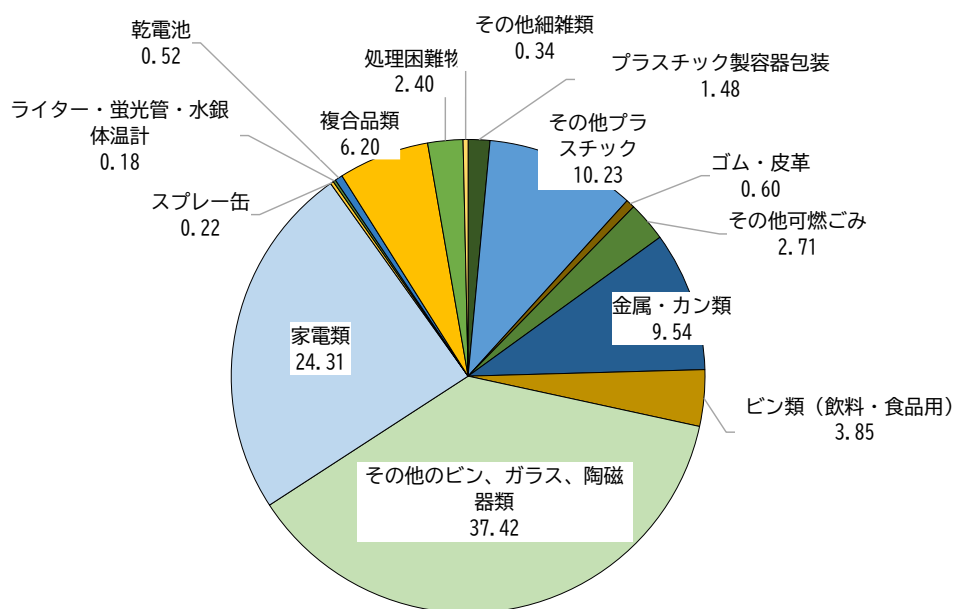


図 2-5 不燃ごみの組成分析（5か年平均）

第3節 収集運搬

1. 収集運搬体制

1) 家庭系ごみ

収集運搬体制は表 2-5 に示すとおりです。

表 2-5 収集運搬体制

分別区分	排出方法等	収集方式等	収集頻度	収集運搬主体
可燃ごみ	可燃ごみ用指定袋	可燃ごみ集積場 (ステーション) 方式	週2回	直営・委託
不燃ごみ	不燃ごみ用指定袋	不燃ごみ集積場 (ステーション) 方式	月2回	委託
危険ごみ	専用コンテナ	危険ごみ集積場 (ステーション) 方式	月2回*	直営・委託
資源	金属・カン類	専用コンテナ	資源集積場 (ステーション) 方式	委託
	ビン類	専用コンテナ		
	紙類	縛って排出		
	古着・タオル類	透明なビニール袋		
	ペットボトル	専用の網袋		
	白色トレイ	専用の網袋		
粗大ごみ	粗大ごみシール添付	戸別収集	随時	委託

*危険ごみは一部地域では収集頻度が異なります。

2) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自ら施設へ搬入するか、許可業者による収集としています。

2. 収集運搬量

本市の家庭系ごみ（収集分）は表 2-6 に示すとおりです。

表 2-6 家庭系ごみ（収集分）

(単位:t/年)

収集区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	37,552	37,723	36,939	36,707	35,597
不燃ごみ	1,151	1,288	1,040	772	629
危険ごみ	110	136	120	114	100
資源	7,779	8,021	7,652	7,200	6,722
粗大ごみ	22	25	26	23	25

第4節 中間処理

1. 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は表 2-7～表 2-9 に示すとおりです。

表 2-7 焼却施設の概要

名称	豊川市清掃工場	
所在地	豊川市平尾町親坂 50 番地	
敷地面積	31,373 m ²	
	A棟(1・3号炉)	B棟(5・6号炉)
処理能力	67t/24h×2炉	65t/24h×2炉
炉形式	全連続燃焼ストーカ式焼却炉	シャフト炉式ガス化溶融炉
竣工年月	平成4年3月	平成15年3月
処理対象 廃棄物	可燃ごみ	可燃ごみ、処理残渣
溶融物	-	スラグ・メタル

表 2-8 資源化等施設の概要

名称	豊川市資源化施設	豊川市処理センター
所在地	豊川市長草町美佐々木 28 番地 1	豊川市千両町上西ノ谷 53 番地の 60
敷地面積	約 15,000 m ²	10,842 m ²
処理能力	刈草剪定枝破碎堆肥化施設： 16.0t/日 不燃ごみ選別施設：6.0t/日 資源選別施設 金属・カン類 ：2.2t/日 ビン類：5.2t/日 古紙古布ストックヤード	ペットボトル減容機：6.4t/日 リサイクル型蛍光管破碎機 ：0.96t/日 白色トレイ減容機：0.48t/日
竣工年月	平成 29 年 3 月	平成 9 年 4 月

表 2-9 その他の施設の概要

名称	豊川市粗大ごみ受付センター
所在地	豊川市千両町上西ノ谷 61 番地 1
建物面積	422m ²
供用開始	平成 13 年 4 月

2. 中間処理量

中間処理量は表 2-10～表 2-14 に示すとおりです。

表 2-10 焼却処理量

(単位:t/年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
焼却処理量	56,153	54,225	53,314	53,415	53,068
可燃ごみ	54,380	52,231	51,542	51,883	51,677
不燃選別可燃性残渣	345	310	340	286	223
破碎処理施設残渣	1,428	1,684	1,432	1,246	1,168
処理後の発生物	7,172	7,017	6,642	6,397	6,729
スラグ	4,565	4,409	4,274	3,986	4,389
メタル	780	760	655	569	579
飛灰	1,827	1,848	1,713	1,842	1,761

表 2-11 不燃ごみ中間処理量（直接埋立を含む）

(単位:t/年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不燃ごみ量	1,440	1,354	1,097	828	682
直接埋立	244	55	27	34	36
選別	1,196	1,299	1,070	794	646
処理後の発生物	1,196	1,299	1,070	794	646
金属類(小型家電を含む)	273	317	259	172	123
可燃物	345	310	340	286	223
選別残渣	578	672	471	336	300
不燃埋立量	244	55	27	34	36

表 2-12 危険ごみ中間処理量

(単位:t/年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
危険ごみ量	110	136	120	114	100
スプレー缶	58	61	54	50	49
ライター	4	5	4	4	3
乾電池	34	55	44	49	30
蛍光管、体温計	14	15	18	11	18

表 2-13 粗大ごみ中間処理量

(単位:t/年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
粗大ごみ量	2,934	3,157	2,913	2,668	2,649
鉄類 (小型家電含む)	708	791	730	642	615
木類 (畳含む)	1,813	1,906	1,758	1,625	1,649
布団類	400	447	413	389	375
その他	13	13	12	12	10
処理後の発生物	1,506	1,473	1,481	1,422	1,481
資源化鉄類 (小型家電を含む)	668	729	730	642	615
資源化 (委託業者固形燃料化他)	823	728	735	766	854
資源化 (委託業者羽毛リサイクル等)	2	3	4	2	2
その他	13	13	12	12	10
残渣焼却処理	1,428	1,684	1,432	1,246	1,168

表 2-14 資源処理量

(単位:t/年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資源収集量	9,493	9,514	8,943	8,615	7,969
中間処理	3,972	3,832	3,590	3,643	3,361
金属・缶類	546	593	571	523	505
ビン類	1,070	1,084	1,054	1,023	959
ペットボトル	619	639	653	663	627
白色トレイ	23	23	21	19	23
刈草・剪定枝	1,714	1,493	1,291	1,415	1,247
直接資源化	5,521	5,682	5,353	4,972	4,608
紙類	5,289	5,423	5,134	4,775	4,416
古着	220	246	206	186	181
廃食用油	12	13	13	11	11
処理後の発生物	1,449	1,078	917	1,359	1,020
資源化(チップ・堆肥)	1,398	1,029	873	1,326	982
資源不可ビン類(埋立)	51	49	44	33	38

3. 資源化量

総資源化量は表 2-15 に示すとおりです。委託業者固形燃料化他以外は減少しています。特に金属・缶類と有価物回収の減少傾向が大きくなっています。

資源化率は減少傾向を示しており、令和5年度は23.6%です。

表 2-15 総資源化量

(単位：t/年)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スラグ		4,565	4,409	4,274	3,986	4,389
メタル		780	760	655	569	579
資源化不燃ごみ	金属類（小型家電を含む）	273	317	259	172	123
危険ごみ		106	131	116	110	97
資源化粗大ごみ	資源化鉄類（小型家電を含む）	668	729	730	642	615
	資源化（委託業者固形燃料化他）	823	728	735	766	854
	資源化（委託業者羽毛リサイクル等）	2	3	4	2	2
	その他	13	13	12	12	10
資源収集量（刈草・剪定枝除く）		7,779	8,021	7,652	7,200	6,722
資源化（チップ・堆肥）		1,398	1,029	873	1,326	982
資源不可びん類（埋立）		-51	-49	-44	-33	-38
有価物回収量		1,560	741	706	812	699
計		17,916	16,832	15,972	15,564	15,034
資源化率		25.6%	25.1%	24.5%	24.0%	23.6%
総排出量		69,917	67,133	65,321	64,920	63,776

注）資源化率（％）＝資源化量計÷総排出量×100

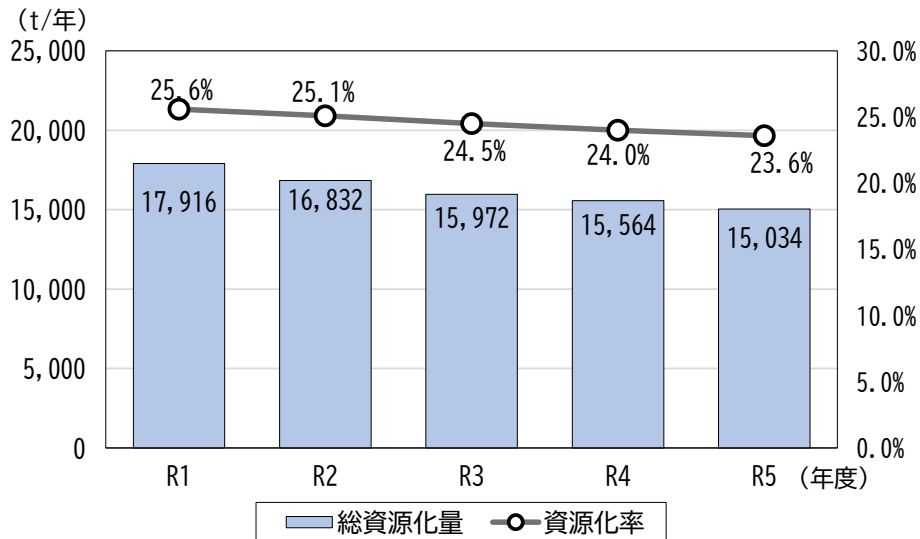


図 2-6 総資源化量と資源化率の推移

第5節 最終処分

1. 最終処分場の概要

最終処分場の概要は、表 2-16 に示すとおりです。

表 2-16 最終処分の概要

名称	豊川市一般廃棄物深田最終処分場	豊川市一般廃棄物三月田最終処分場
所在地	豊川市千両町深田 31 番地の 1	豊川市千両町三月田 61 番地の 1
敷地面積	23,300m ²	48,200m ²
埋立面積	15,800m ²	19,000m ²
埋立容量	80,000m ³	105,000m ³
供用開始	平成 3 年 4 月	平成 11 年 4 月
残余容量	8,358m ³	61,619m ³
埋立終了年度	令和 3 年度（計画上）	令和 15 年度（計画上）
埋立対象物	不燃ごみ	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣

名称	豊川市一般廃棄物金野最終処分場
所在地	豊川市御津町金野籠田 30 番地
敷地面積	6,756m ²
埋立面積	2,500m ²
埋立容量	9,102m ³
供用年月	平成 6 年 4 月
残余容量	3,832m ³
埋立終了年度	令和 6 年度（計画上）
埋立対象物	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣

注) 残余容量は令和 5 年度末時点の量を示しています。

出典：令和 6 年度版（令和 5 年度）豊川市の清掃事業

2. 最終処分量

最終処分量は表 2-17 に示すとおりです。

表 2-17 最終処分量

(単位:t/年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	搬入先
最終処分量	2,700	2,624	2,255	2,245	2,135	
直接埋立	244	55	27	34	36	三月田最終処分場 金野最終処分場
不燃ごみ選別残渣	578	672	471	336	300	
びん残渣	51	49	44	33	38	
焼却施設飛灰	1,827	1,848	1,713	1,842	1,761	一宮焼却灰最終処分場 公益財団法人愛知臨海環境整備センター衣浦港3号地廃棄物最終処分場

第6節 ごみ処理経費

ごみ処理事業経費は表 2-18 に示すとおりです。

処理及び維持管理は年々増加傾向にあります。1人当たりの建設改良費を除くごみ処理経費は令和3年度まで12,000円程度で推移していましたが、令和4年度、5年度は世界経済や物価高騰の影響により、それぞれ13,288円、14,763円と増加しました。

今後も、処理及び維持管理コスト増と人口減少に伴い増加する傾向にあります。

表 2-18 ごみ処理事業経費

(単位：千円)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
建築改良費	789,331	448,366	438,321	990,287	1,096,314
工事費	789,331	448,366	438,321	990,287	1,096,314
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	762,493	417,027	408,511	955,637	1,079,814
最終処分場	26,838	31,339	29,810	34,650	16,500
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	2,222,045	2,304,041	2,339,667	2,455,629	2,733,735
人件費	262,480	260,036	264,960	263,046	253,092
一般職	126,830	115,233	122,853	120,977	117,752
収集運搬	110,617	115,460	103,997	104,131	105,539
中間処理	15,628	19,789	28,445	28,201	19,802
最終処分	9,405	9,554	9,665	9,737	9,999
処理費	208,542	193,963	208,046	217,870	218,214
収集運搬費	12,450	9,037	11,942	9,482	13,866
中間処理費	152,864	134,821	149,033	159,832	156,835
最終処分費	43,228	50,105	47,071	48,556	47,513
車両購入費	0	17,569	13,265	1,968	322
委託費	1,750,143	1,831,593	1,852,483	1,971,590	2,260,908
収集運搬費	562,073	573,786	585,925	590,846	881,942
中間処理費	1,112,393	1,182,113	1,192,558	1,303,502	1,301,079
最終処分費	70,517	73,963	72,265	75,452	76,079
その他	5,160	1,731	1,735	1,790	1,808
調査研究費	880	880	913	1,155	1,199
その他	22,113	18,281	18,344	22,288	17,485
合計	3,033,489	2,770,688	2,796,332	3,468,204	3,847,534
人口	186,689	186,780	186,691	186,476	186,364
市民1人当たりの処理事業費 (円/人)	16,249	14,834	14,978	18,599	20,645
市民1人当たりの処理事業費 (建設改良費除く) (円/人)	12,021	12,433	12,631	13,288	14,763

出典：各年度 一般廃棄物処理実態調査結果 環境省

第2章 ごみ処理の評価

第1節 分別区分の評価

本市の分別区分は、環境省の「循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 平成19年6月（平成25年4月改訂）」（以下、処理システム指針という。）に示されている分別区分と比較をすると表2-19に示すとおりです。「類型Ⅲ」に近い分別区分となっています。

表2-19の分別収集区分は、処理システム指針の表記によるものです。

表2-19 処理システム指針の分別区分との比較

分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	豊川市	備考
①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○	○	
	①-2 ガラスビン	○	○	○	○	
	①-3 ペットボトル	○	○	○	○	
	①-4 プラスチック製容器包装		○	○	△	白色トレイ
	①-5 紙製容器包装		○	○	○	
②古紙類・布類等		○	○	○	○	
③生ごみ、廃食用油				○	△	廃食用油
④小型家電			○	○	○	不燃ごみとして収集後ピックアップ回収の他、回収ボックス設置、施設で直接持込
⑤燃やすごみ		○	○	○	○	
⑥燃やさないごみ		○	○	○	○	
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○	○	乾電池、蛍光管
⑧粗大ごみ		○	○	○	○	

資料：循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月（平成25年4月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）

第2節 廃棄物処理システムによる比較評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省、平成25年4月策定）（以下「システム指針」と示す。）の中の、「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に本市のシステム指針の評価を行います。評価に用いる指数値は平均値を100とし、数値が大きいほど良好な状況を示しています。

①1人1日当たりのごみ総排出量、②廃棄物からの資源回収率、③最終処分される割合、④人口1人当たりの年間処理経費、⑤最終処分減量に要する費用の5項目について類似都市と比較を行います。

本市と類似都市との比較結果を表2-20、図2-7に示します。

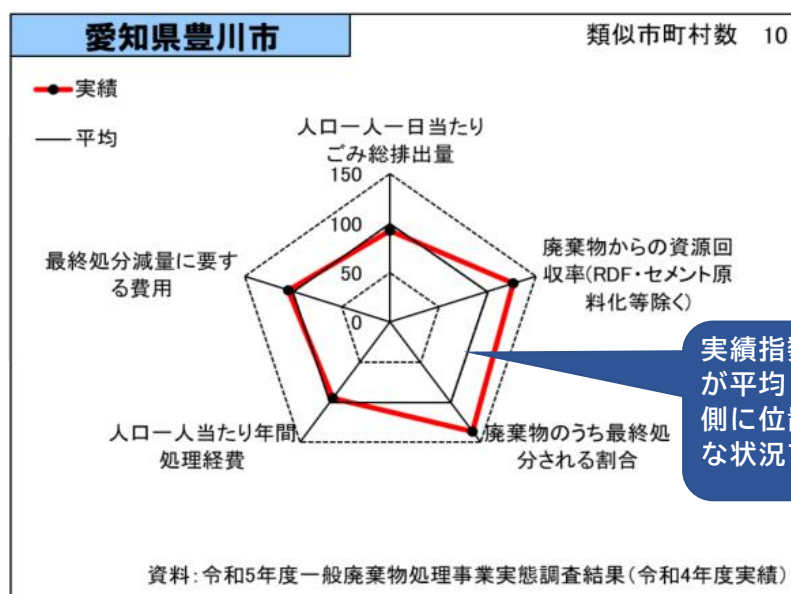
[評価結果]

本市では①1人1日当たりのごみ総排出量、④人口1人当たりの年間処理経費、⑤最終処分減量に要する費用については類似都市のほぼ平均値で、②廃棄物からの資源回収率、③最終処分される割合は良好です。

表 2-20 本市類似都市の概要

類似都市の概要	都市形態	都市（類似市町村数 10）	
	人口区分	IV	150,000人以上
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 95%以上、Ⅲ次人口比 65%未満

類似都市：日立市（茨城県）、小山市（栃木県）、上田市（長野県）、磐田市（静岡県）、刈谷市（愛知県）、安城市（愛知県）、西尾市（愛知県）、小牧市（愛知県）、鈴鹿市（三重県）



	人口一人一日当たりごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回収率 (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
豊川市	954	24	3.5	13,288	36,886
類型都市平均	892	19	5.5	12,556	38,734

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 令和4年度実績版 環境省

図 2-7 本市と類似都市の比較・評価

第3節 数値目標の評価

1. 現行計画の数値目標

現行計画の数値目標は下記のとおりです。

- ①ごみ排出量原単位：870g/人日以下（令和 11 年度）
 ※家庭系ごみ、事業系ごみ、資源、有価物回収を含む
- ②家庭系ごみ排出量原単位：500g/人日以下（令和 11 年度）
 ※家庭系ごみから資源収集及び有価物回収を除く
 〔可燃ごみ：平成 30 年度比 100g/人日削減（令和 6 年度）〕
- ③資源化率：26%以上（令和 11 年度）

目標値の達成状況を表 2-21 に示します。ほぼ中間目標年度に当たりますが、いずれの指標目標についても目標値の達成には一層の取り組みが必要です。

表 2-21 現行計画の目標値の達成状況

現行計画数値目標	目標年度	中間目標	基準年度	実績	達成状況
	R11年度	R6年度	H30年度	R5年度	
①ごみ排出量原単位(g/人日)	870g/人日以下 (14.0%削減)	887g/人日以下	1,012g/人日	935g/人日	未達成 R11年度までに65g 以上の削減が必要
②家庭系ごみ排出量原単位 (g/人日)	500g/人日以下 (17.5%削減)		607g/人日	577g/人日	未達成 R11年度までに77g 以上の削減が必要
③資源化率(%)	26%以上 (現状維持)		26.7%	23.6%	未達成 R11年度までに2.4 ポイントの増加が 必要

2. 国及び県の数値目標

ここでは第4次循環型社会形成推進基本計画で掲げられている令和7年度の目標値や愛知県廃棄物処理計画などの目標値及び達成状況を表 2-22 に示します。

表 2-22 国及び県の数値目標の達成状況

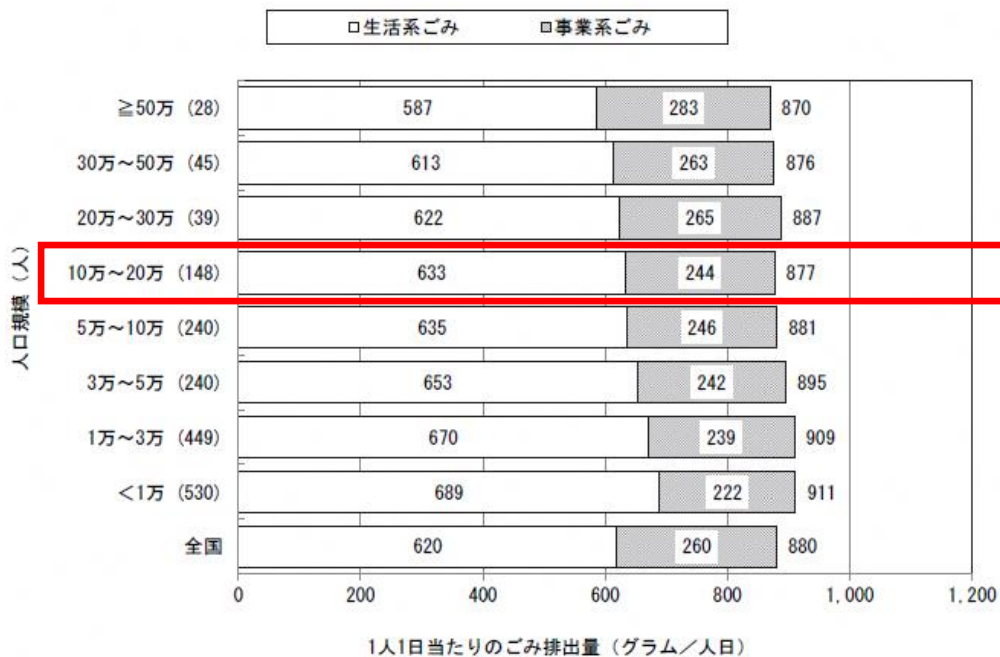
第4次循環型社会形成推進基本 計画の数値目標	目標年度	本市の実績	達成状況
	R7年度	R5年度	
①ごみ排出量原単位(g/人日)	約850g/人日	935g/人日	未達成 R7年度までに85g以上の削減が必要
②家庭系ごみ排出原単位 (g/人日)（資源ごみ等を除く）	約440g/人日	577g/人日	未達成 R7年度までに137g以上の削減が必要
【参考※】 ③1人1日あたりのごみ焼却量 (g/人日)	約580g/人日 (令和12年度)	778g/人日	未達成 R12年度までに198g以上の削減が必要
愛知県廃棄物処理計画 の数値目標	目標年度	本市の実績	達成状況
	R8年度	R5年度	
①排出量	R1年度の約6%削減	R1年度の8.6%削減	達成
②循環利用率	約23%	23.6%	達成
③最終処分量	R1年度の約4%削減	R1年度の21%削減	達成
④一人1日あたりの家庭系ごみ排 出量	480g (R1年度の8%減)	577g/人日	未達成 R8年度までに97gの削減が必要

※ 第5次循環型社会形成推進基本計画における目標値

第3章 ごみ処理の課題

1. ごみの排出抑制、資源化に関する課題

- ・可燃ごみは減少傾向にありますが、全国の人口規模が同じ自治体の1人1日当たりのごみ排出量と比較すると、若干多くなっています。今後も引き続き排出抑制の取り組みを推進していく必要があります。
- ・資源化量は全体的には減少傾向にあります。容器包装の軽量化やペーパーレス化が進むことにより、資源回収量や有価物回収量が減少する傾向にあります。排出抑制は推進しつつ、ごみとして捨てられる資源化可能なものが廃棄されるのを防ぐために分別の徹底を推進するとともに、プラスチック製容器包装やプラスチック製品など新たな分別、資源化の検討が必要です。
- ・生ごみの減量化は食品ロス削減やごみ焼却の効率化等の観点から、広報啓発を図っていく必要があります。
- ・紙媒体で行っていた啓発については市のDX推進方針から見直しが必要です。



出典：日本の廃棄物処理 令和4年度版 令和6年3月 環境省
 参考図 市町村の人口規模別1人1日あたりのごみ排出量

2. 処理・処分施設に関する課題

- ・稼働年数が高い焼却施設については、適正な維持管理と安定稼働に努めつつ、蒲郡市と連携を図りながら広域化計画に基づいた更新を検討していきます。
- ・資源化施設の刈草剪定枝破碎堆肥化施設において、生成する堆肥やチップの販路拡大や搬出先の確保に努めるとともに、当施設の設置趣旨の一つである清掃工場への刈草剪定枝の持ち込み減少を図ります。

3. 処理経費等の課題

- ・ 今後のごみ排出量の減量とごみ処理の効率化に努め、ごみ処理経費の削減に取り組む必要があります。
- ・ 本市の指定ごみ袋制度における指定ごみ袋はごみ処理経費を含んでいません。今後、国の方針等に鑑み家庭ごみ有料化について検討が必要です。

第4章 ごみ排出量の見込み

第1節 人口推計

1. 人口実績

本市の人口、世帯数の推移は表 2-23、図 2-8 に示すとおりです。

表 2-23 本市人口、世帯数の実績

年度	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5
10月1日人口	185,086	185,195	185,690	186,021	186,318	186,689	186,780	186,691	186,476	186,364
世帯数(世帯)	71,493	72,428	73,512	74,619	75,880	77,257	78,310	79,482	80,267	81,419
人/世帯	2.59	2.56	2.53	2.49	2.46	2.42	2.39	2.35	2.32	2.29
65歳以上人口(人)	44,052	45,285	46,348	47,043	47,699	48,052	48,477	48,815	49,004	49,097
高齢化率(%)	23.8%	24.5%	25.0%	25.3%	25.6%	25.7%	26.0%	26.2%	26.3%	26.3%

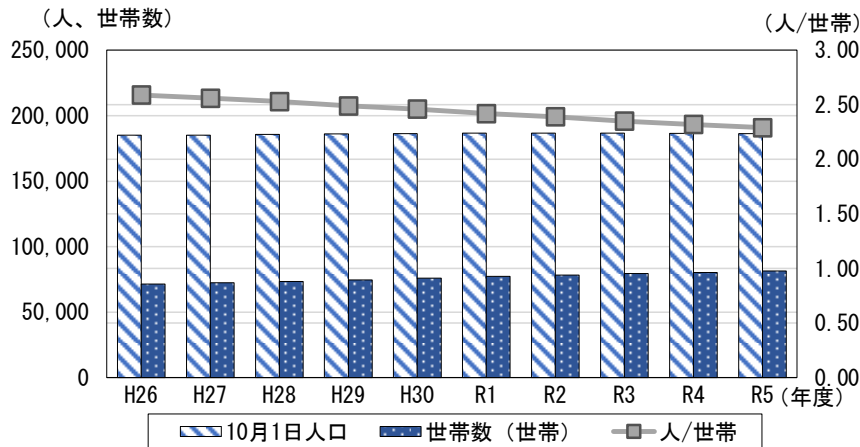


図 2-8 本市の人口、世帯数の推移（各年度 10 月 1 日人口）

2. 市による推計及びトレンド推計

市の人口ビジョンにおける人口推計、人口問題研究所人口推計及び過去の実績からトレンド式で推計した結果を図 2-9 に示します。

令和 12 年度の人口推計の結果は、豊川市人口ビジョン（令和元年度改訂版）は約 186,166 人、人口問題研究所人口推計は 182,149 人でした。トレンド推計による推計結果の相関が比較的良好であった 2 次関数式、自然対数式、べき乗式、ロジスティック式では、自然対式、べき乗式、ロジスティック式の推計人口は若干増加し、どちらも約 187 千人、2 次関数式は約 3,300 人減少し、約 183 千人でした。

上記の推計式のうち令和 12 年度の推計結果は最も大きかったのは 187,156 人（べき式）、最少は人口問題研究所人口推計の 182,149 人でした。

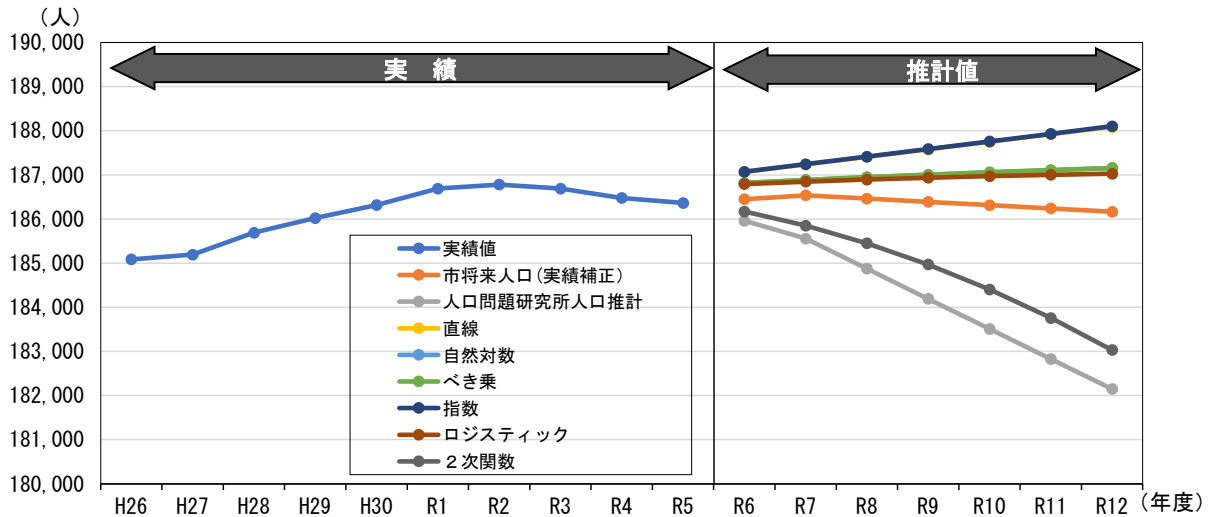


図 2-9 本市の将来人口推計結果

3. 将来人口

最大と最小の推計値では 5,954 人の差があります。そこで、本計画では最大値と最小値の間で中位にある 3 つの推計値のうち、増加傾向にあるものは実績の推移を考慮すると現実的ではないことから、市将来人口（実績補正）からの推計値を採用します。

目標年度の令和 12 年度の将来人口は 186,166 人となり、令和 5 年度実績から 198 人の減少となります（図 2-10）。

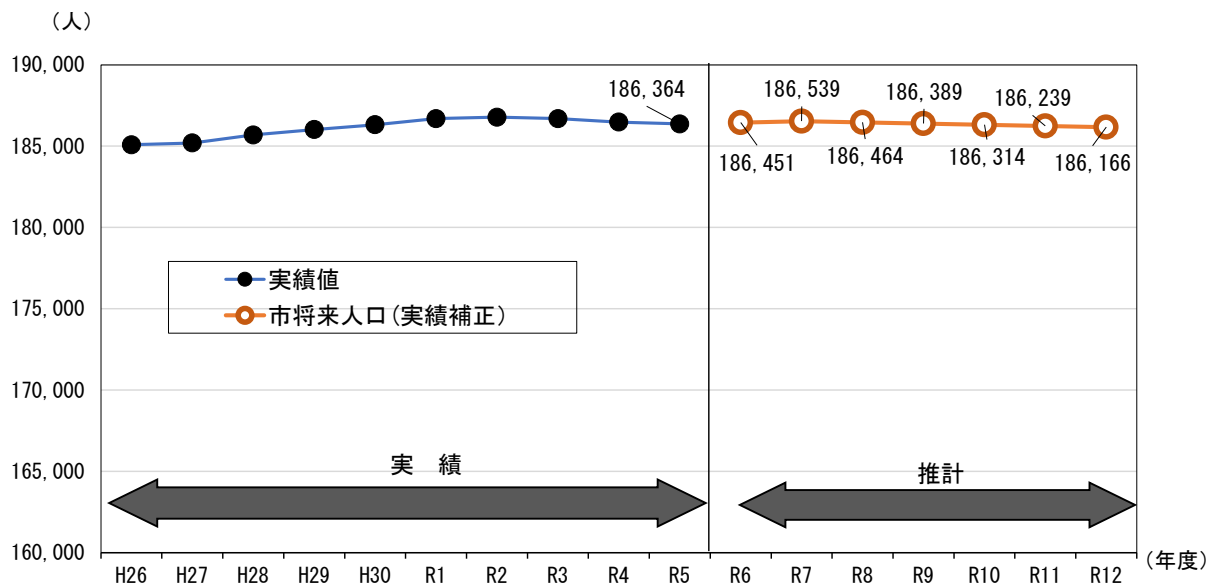


図 2-10 本市の将来人口

第 2 節 ごみ排出量の推計結果

1. 推計方法

ごみ排出量の将来推計は図 2-11 に示すように、ごみの排出量の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合（以下「現状のまま推移した場合」

という。)のごみ排出量の推計を行い、次に家庭、事業所などにおけるごみ排出量の抑制、再生利用の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量（以下「目標達成した場合」という。）を推計します。

予測手法は、1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）を過去の実績からトレンド推計などを用いて将来推計値を予測した上で、将来予測人口を乗じて排出量などを予測します。次に家庭系ごみ、事業系ごみにおける排出抑制や、資源化の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し目標を達成した場合の排出量を推計します。

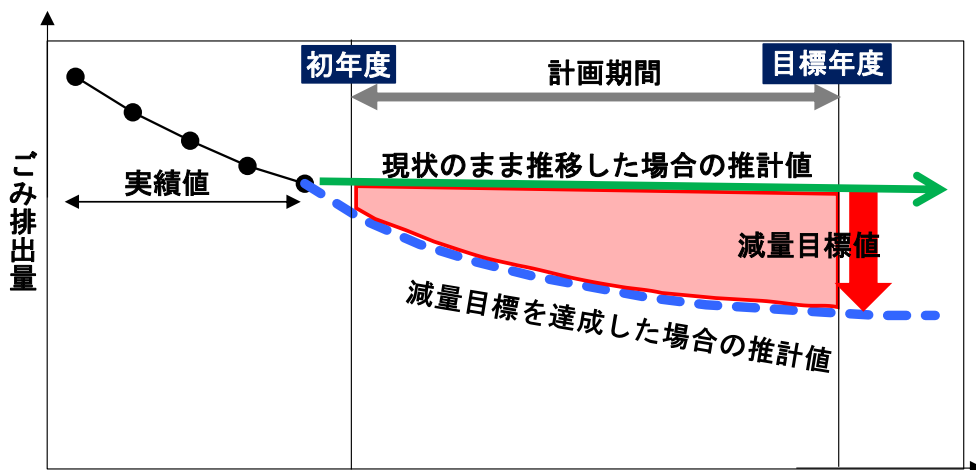
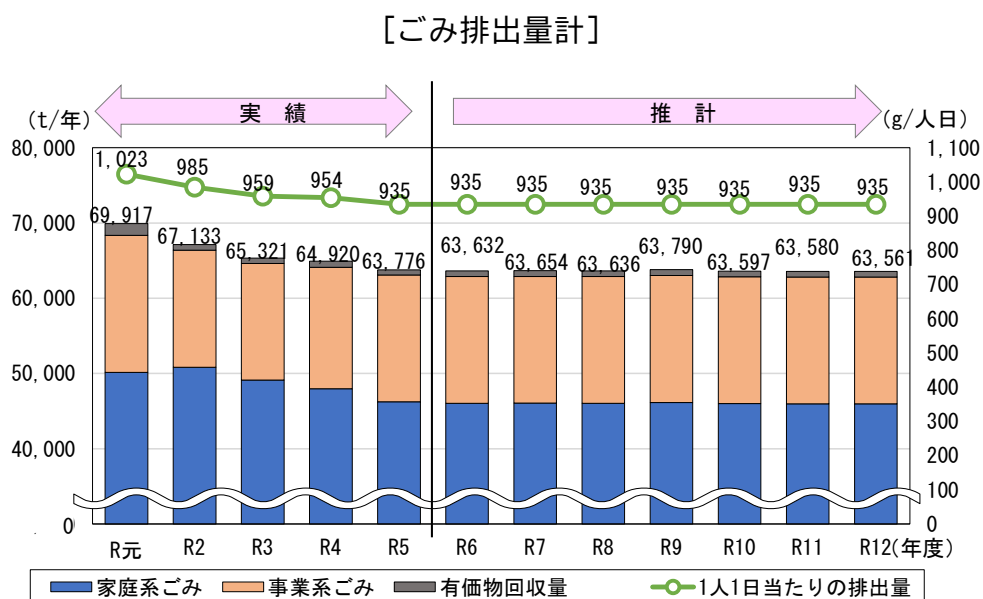


図 2-11 ごみ排出量推計方法のイメージ図

2. 現状のまま推移した場合の推計結果

ごみの排出量の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない「現状のまま推移した場合」のごみ排出量の推計結果を図 2-12 に示します。



〔家庭系ごみ排出量（資源・有価物除く）〕

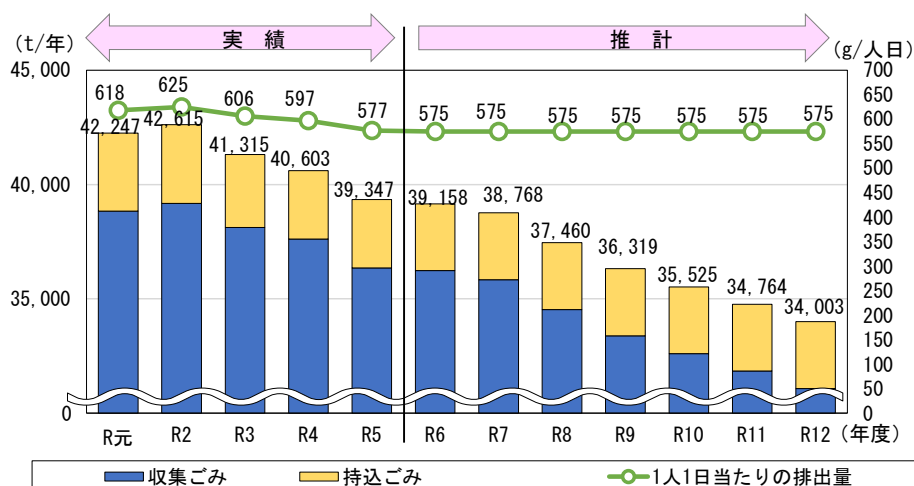


図 2-12 現状のまま推移した場合のごみ排出量の推計結果

3. 目標値の設定

1) 目標値の設定

本計画は現行計画の改定計画であることから目標値は現行計画の目標値を踏襲します。

国や県の目標値を参考に、本計画での目標を、①ごみ排出量原単位、②家庭系ごみ排出量原単位、③資源化率を設定します。

①ごみ排出量原単位

ごみ排出量原単位は、「870 g/人日以下」を目指します。

令和5年度実績（935 g/人日）より、65 g/人日、7.0%の削減が必要です。

ごみ排出量原単位：870 g/人日以下（令和12年度）

※ごみ排出量：家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量（資源、有価物回収を含む）

《考え方》

国はごみ排出量において8年間（実績：平成24年度⇒目標：令和2年度）で「約12%の削減」、県は7年間（実績：平成26年度⇒目標：令和3年度）で「約6%の削減」とあります。本市では現行計画において、これらを参考に原単位を10年間で「約14%の削減」としました。

②家庭系ごみ排出量原単位

家庭系ごみ排出量原単位は、「500 g/人日以下」を目指します。

令和5年度実績（577 g/人日）より、77 g/人日、13.3%の削減が必要です。

家庭系ごみ排出量原単位：500 g/人日以下（令和12年度）

※家庭系ごみ排出量：家庭系ごみから資源収集及び有価物回収を除いた量

《考え方》

国の基本方針や県の計画において、目標年次において500 g/人日としており、本市においては、「500 g/人日以下」とします。資源化・減量化については現行計画の令和11

年度の目安を参考に令和7年度からの6年間で目標達成のための排出抑制等の原単位を表2-24に示すように設定しました。

表 2-24 目標値達成のための排出抑制等の原単位の予測値

(単位：g/人日)

		令和12年度
家庭系ごみ排出量【現状のまま推移した場合】		575
家庭系ごみの減量	a. 生ごみ（厨芥類）の水分削減による減量	-18
	b. 食品ロス削減による減量	-20
	紙類の分別徹底→資源と有価物回収へ	-18
	ペットボトルの分別徹底→資源へ	-2
	プラスチック類の分別→資源へ	-8
	c. リフューズ、リデュース、リユースの推進による減量	-9

家庭系ごみ排出量原単位の実績及び目標値の推移は図2-13に示すとおりです。

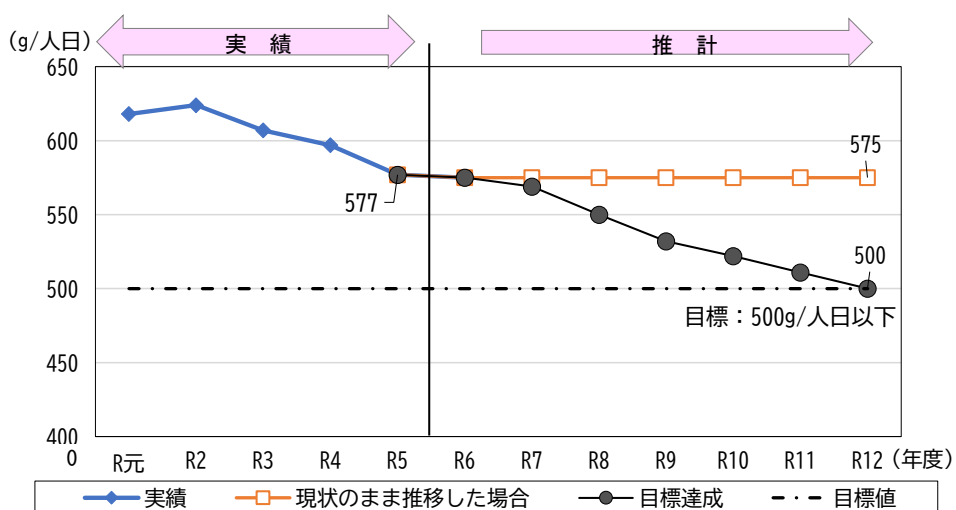


図 2-13 家庭系ごみ排出量原単位の実績及び目標値の推移

③資源化率

資源化率は、「26%以上」を目指します。

将来、紙類の減少に伴い、資源化率も減少すると予測されますが、現状維持を目指します。

資源化率：26% 以上（令和12年度）

《考え方》

国の目標が約27%、県の目標が約23%となっています。県の目標よりも高く、国の目標に近い「26%以上」を目指します。

資源化率の実績及び目標値の推移は図2-14に示すとおりです。

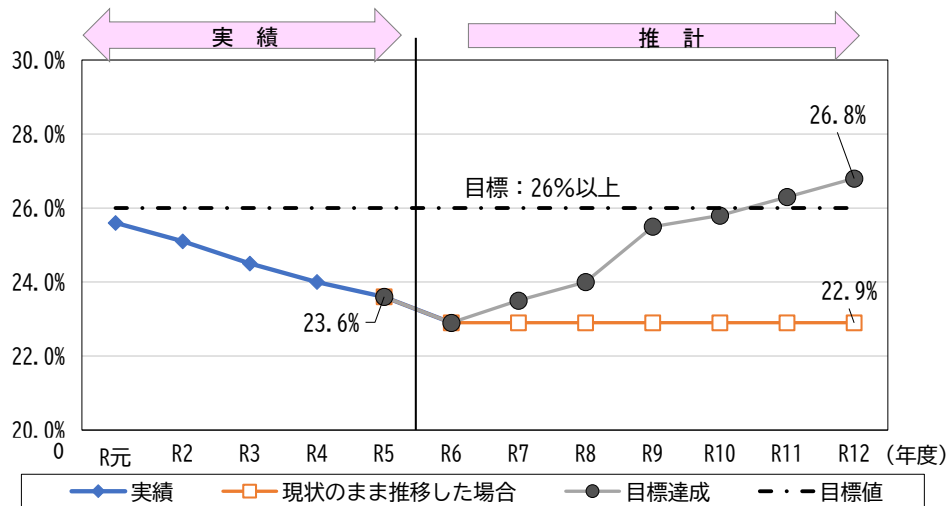


図 2-14 資源化率の実績と目標値の推移

4. 減量目標を達成した場合のごみ排出量の推計結果

新たな施策等を実施し排出抑制・資源化等を行った場合のごみ排出量は表 2-25、図 2-15 に示すとおりです。

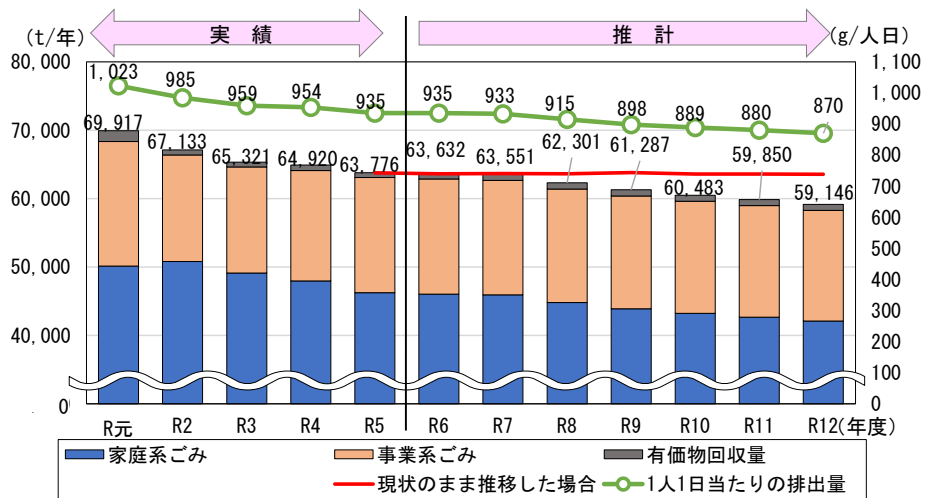
令和 12 年度に 59,146 t/年 (870 g/人日) となります。令和 5 年度の 63,776 t/年 (935 g/人日) より、4,630 t/年 (68 g/人日) の減少となります。

表 2-25 目標達成時のごみ排出量の推計

		実績	目標値
		令和 5 年度	令和 12 年度
家庭系ごみ	t/年	46,947	42,972
事業系ごみ	t/年	16,829	16,174
計	t/年	63,776	59,146
原単位	g/人日	935	870

※家庭系ごみに有価物を含む

[ごみ排出量計]



[家庭系ごみ排出量 (資源・有価物除く)]

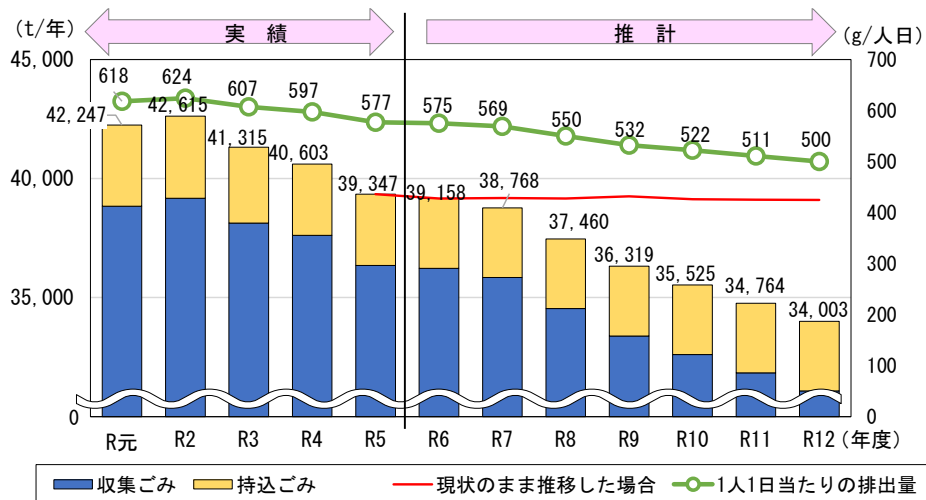


図 2-15 目標値を達成した場合のごみ排出量の推計結果

第5章 具体的な取り組み

第1節 取り組みの体系

課題の解決と目標達成のために図 2-16 の施策に取り組んでいきます。

国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、日本でも具体的に取り組む項目の中に、循環型社会の形成、食品廃棄物の削減や活用等が含まれています。本市としても世界や国の動きを見据えながら、SDGsに向かって貢献できるように努めるとともに、上位計画である本市の総合計画基本計画や環境基本計画の趣旨に沿った取り組みを推進します。

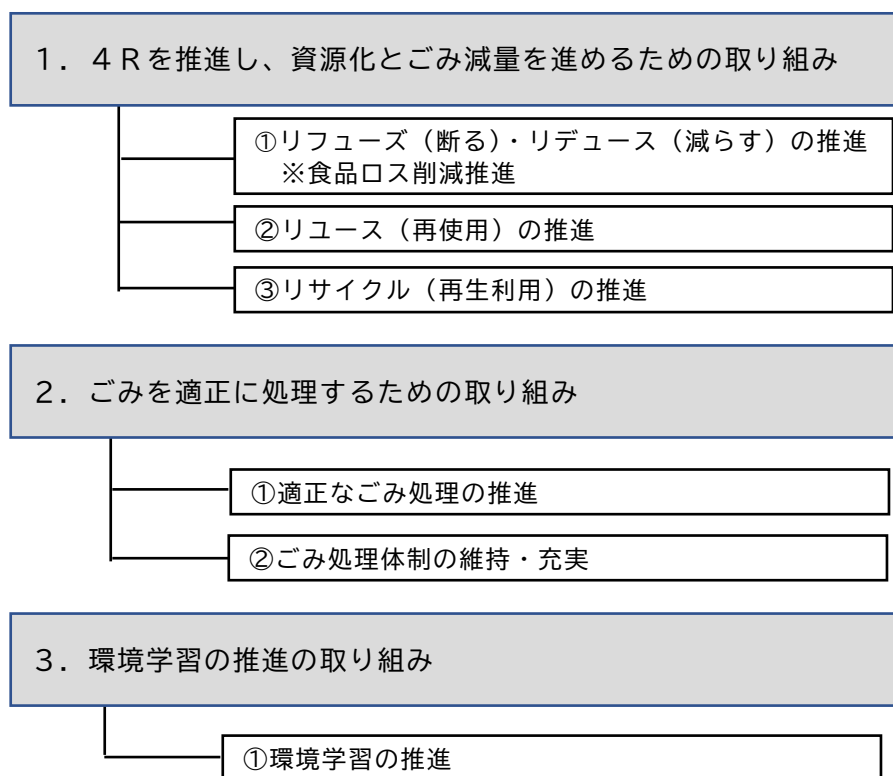


図 2-16 施策の体系図

[SDGsとごみ処理基本計画]

国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、日本でも具体的に取り組む項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用等が含まれています。本市としても世界や国の動きを見据えながら、SDGsに向かって貢献できるように努めます。

本計画に関するSDGsの目標



持続可能な生産と消費



■目標 12 「つくる責任つかう責任」を構成する 11 個のターゲット

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12. a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12. b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12. c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

1. 4Rを推進し、資源化とごみ減量を進めるための取り組み

1) リフューズ（断る）・リデュース（減らす）の推進

(1) 食品ロス削減の推進

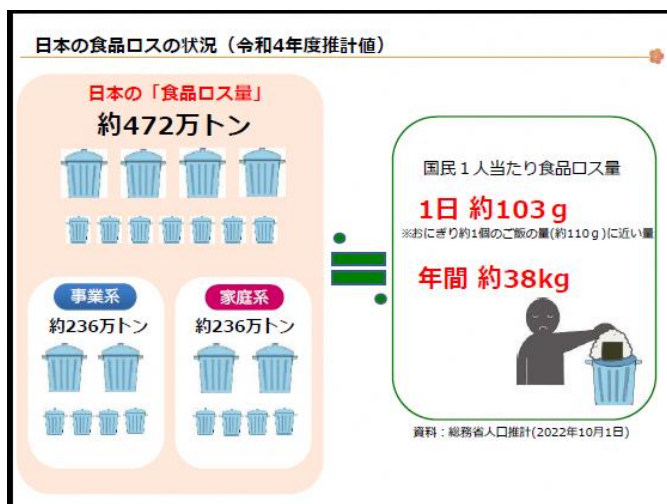
令和元（2019）年5月に設立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、食品ロスを削減していくための基本的な視点として、下記の2点が明記されています。

- 国民各層がそれぞれの立場において主体的に、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されているという課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと。
- まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、可能な限り食品として活用するようしていくこと。

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。日本では令和4年度に国民1人1日あたり約103gの食品を捨てています（推計値）。国では、食品ロスにおける、市民、事業者、行政に求められる役割と行動を示しているほか、愛知

県では、愛知県食品ロス削減推進計画を策定（2020年度）し、2026年度までに県民1人当たり20グラム程度の削減と、食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合を82.6%から85%（2026年度）とする目標を設定しています。

さらに、SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」では、2030年までに世界の食品ロスを半減させることがターゲットとして定められています。



出典：日本の食品ロスの状況（令和4年度推計値） 農林水産省 Web サイト

【市民、事業者、行政に求められる役割と行動】

市民 (消費者)	<p>日々の生活の中でできることを一人ひとりが考え、行動に移す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物の前に家にある食材をチェック ・ 定期的な冷蔵庫内の在庫管理 ・ 食卓に上げる料理は食べきれぬ量に ・ 外食時は食べきれぬ量を注文 ・ 宴会時の3010運動の実践 ・ 食べ残した場合は自己責任の範囲で持ち帰り
事業者 (関連事業者)	<p>事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規格外や未利用の農林水産物の有効活用 ・ 賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長 ・ 納品期限（3分の1ルール）の緩和 ・ 季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等 ・ 値引き・ポイント付与等による売りきり ・ 外食での小盛りメニュー等の導入 ・ 持ち帰りへの対応
行政	<p>消費者等への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、情報の収集・提供、未利用食品を提供するための活動の支援などを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロス削減の施策の推進 ・ 災害時備蓄食料の有効利用 ・ 主催イベントでの食品ロス削減

参照：食品ロス削減ガイドブック 令和6（2024）年度版 消費者庁

愛知県の目標（愛知県食品ロス削減推進計画）：

● 食品ロス削減に関する国の目標を踏まえ、以下の2つの目標を設定し、取組を推進します。

1 食品ロスの削減目標

	参考値 (2000年度)	現 状 (2019年度)	目 標 ^{※1} (2026年度)	将 来 目 標 ^{※2} (2030年度)	目標達成に 必要な削減量
食品ロス発生量	825千トン	480千トン	433千トン	413千トン	ミニトト1個分 一人一日 あたり 約 20g 
家庭系	356千トン	215千トン	189千トン	178千トン	
事業系	469千トン	265千トン	244千トン	235千トン	

※1 目標達成に必要な削減量を一人一日あたりに換算するとミニトト1個分に相当

※2 国の目標（2030年度までに2000年度比で半減）から設定

2 県民意識の目標

「食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合」

82.6% (2020年度)  85% (2026年度)

(参考) 国の目標は、
76.6% (2020年度)
→ 80% (2025年度)

令和3年度から令和5年度に本市で実施した家庭系可燃ごみ組成分析の結果は図2-17に示すように可燃ごみの32.7%が「厨芥類」（生ごみ）で、食品ロスと定義される未利用食品（直接廃棄）や食べ残し等が11.5%を占めています。「食品ロス」を減量することは「生ごみ」の減量につながるだけでなく、CO₂削減など環境負荷の低減にもつながるため、国や県とともに、食品ロスの削減に取り組む必要があります。

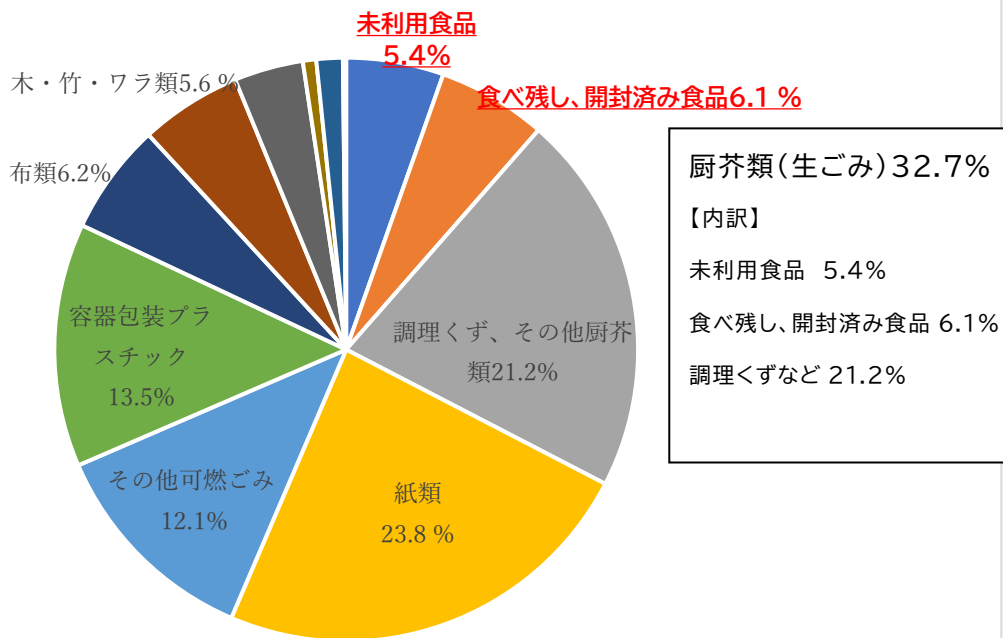


図2-17 可燃ごみ組成分析（令和3年度～令和5年度平均）

●食品ロス削減の目標値

国の第四次循環型社会形成推進基本計画及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針では、平成12年（2000年）度比で令和12年（2030年）度までに食品ロスを半減させるという目標が設定されています。

この目標は、国内の食品ロスを直近統計年の平成29年（2017年）度から目標年である令和12年（2030年）度までで見ると約20%削減させることとなるため、同様の方法で算出し、本市における令和3～5（2021年～2023年）年度実績平均の4,222tから10%減の3,800tとします。

家庭系可燃ごみに対する食品ロス量：10%削減（令和12年度）

令和3年度～令和5年度 実績平均	令和12年度 目標
4,222 t	3,800 t

10%削減

※令和3～5年度の家庭系可燃ごみ実績平均 36,716tのうち、食品ロス量 11.5%は 4,222t となり、その 10%（422t）を削減し、3,800t を目指します。

①「とよかわ食品ロス・トリプルゼロ！」の実施

「とよかわ食品ロス・トリプルゼロ！」を市民に継続して啓発し、食品ロス削減の意識向上と取り組み推進を図ります。

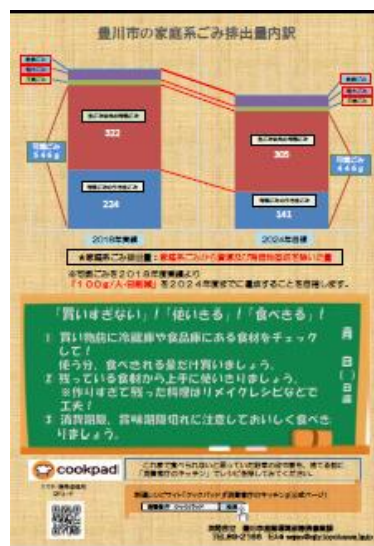
「とよかわ食品ロス・トリプルゼロ！」

1. ゼロを意識します。
毎月10日・20日・30日は冷蔵庫の中身をチェックします。
2. ゼロを実施します。
食べ残し・直接廃棄・過剰除去のゼロを実施します。
3. ゼロを心掛けます。
買いすぎ・作りすぎ・注文しすぎのゼロを心掛けます。

食べ残し：食卓にのぼった食品で、食べきらずに廃棄されたもの

直接廃棄：賞味期限切れ等により使用、提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

過剰除去：厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分



② (株)セブン-イレブン・ジャパンとの地方創生に関する包括連携協定に基づく

「食品ロス削減」啓発事業の実施

セブン-イレブン・ジャパンによる「食品ロスの削減」の取り組みを広く啓発するため、セブン-イレブン・ジャパンが行う小学生や市民向けの出張授業、出前講座について支援します。

【取り組み例】

- ・小学生向け出張授業等
- ・手前どりPOP
- ・端材、規格外の食材を利用した商品開発



③ イベント・広場などにおける食品ロス削減啓発活動

【おいでん祭】

毎年5月に開催されるおいでん祭にPRブースを出展します。

【図書館コラボ】

毎年10月の食品ロス削減月間に合わせ、中央図書館ロビーにてPRコーナーを開設します。

【広報】

市広報や豊川商工会議所会報、民間フリーペーパーなどへ啓発記事を掲載します



(2) 「生ごみひとしぼり運動」の実施

生ごみの「水切り」の取り組みを推進するため、水切り方法や水切りグッズの配布、紹介など、「生ごみひとしぼり運動」を実施します。

(3) 生ごみ処理機購入の補助

生ごみ処理機(電動式)、生ごみ消滅容器キエーロの購入時の補助制度を実施します。

(4) 事業系ごみ減量マニュアルによる啓発

具体的なごみ減量の取り組みや事業系ごみの適正処理の方法を記載した、「事業系ごみ 分け方・出し方マニュアル」を事業者配布し、事業系ごみの減量や適正処理について周知します。

(5) ごみ減量に取り組む企業宣言制度の検討

ごみ減量やリサイクル推進に取り組む企業の宣言制度などを検討します。



2) リユース(再使用)の推進

(1) 地域情報サイト「ジモティー」の利用啓発

市民のリユース促進を図るため、令和5年度より使用可能な家財や子ども用品等を地域の中で必要な方に譲り渡す取り組みについてインターネットを利用して行う「株式会社ジモティー」と「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結しました。市民によるジモティー活用促進のための啓発を継続して実施します。

(2) 粗大ごみから再使用可能な良品を選別し、ジモティーへ出品

収集した粗大ごみの中から使用可能な品をジモティーに無償で出品しており、継続して実施します。

(3) 子育て応援「リユース市」の開催

家庭で不要となった子ども用古着等を持ち寄ってもらい希望者へ提供する子育て応援「リユース市」を年1回もしくは隔年1回の開催を継続します。

3) リサイクル(再生利用)の推進

(1) プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源化に向けた情報収集・研究

令和4年4月に施行したプラスチック資源循環促進法を踏まえ、既に資源として分別収集し再資源化しているペットボトルと白色トレーを除いた廃プラスチック類について、最適な再資源化手法の情報収集、研究を行います。

(2) 行政による資源の分別収集の実施と再生利用の推進

新たな資源回収項目の選定や、事業活動と連携した資源収集手法について調査研究を行います。

(3) 一般家庭からの廃食用油回収の推進

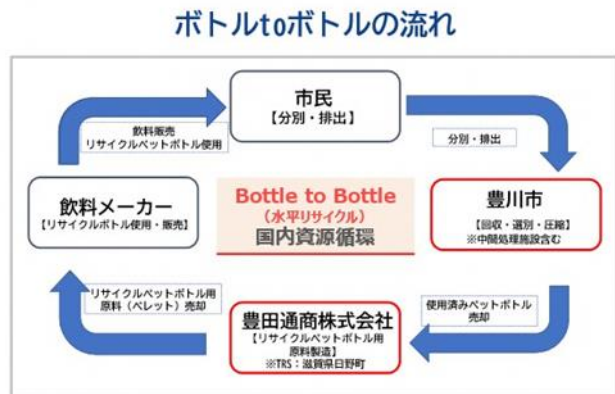
家庭からの廃食用油を回収し、環境にやさしいバイオディーゼル燃料化を継続します。

(4) 小型家電リサイクルの推進

不燃ごみに含まれる小型廃家電類（パソコン含む）をピックアップ回収、小型家電回収ボックスへの投入促進などにより、希少金属の有効利用の促進を図るとともに、認定事業者による小型家電の回収についての情報も提供します。

(5) ペットボトル水平リサイクルの実施

資源として回収しているペットボトルの水平リサイクルを令和5年度より実施しています。これを継続するとともに市民への分別及びキャップとラベル剥がしの周知を徹底します。



(6) 有価物回収事業補助金制度の実施

有価物回収事業補助金制度（対象有価物1 kg 当たり5円）により市民団体による有価物回収を促進します。

(7) 雑がみ回収の推進

雑がみ回収袋をイベント等で配布し、可燃ごみに混入する雑がみの分別を促進します。

(8) 刈草剪定枝リサイクル堆肥・チップの活用

刈草剪定枝から生成する堆肥（土壌改良材）やチップについて、市民や事業者にも農地や酪農資材などでの利用をさらに促進し、利用先と販路先の調査や拡大を図ります。

(9) リサイクルに取り組む企業との連携

事業活動においてリサイクルに取り組む企業との情報共有を積極的に行い、本市のリサイクル施策との連携や分担について検討します。

2. ごみを適正に処理する取り組み

1) 適正なごみ処理の推進

(1) ごみカレンダー、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の多言語化の実施

ごみの分別方法や収集日などの情報を提供するごみカレンダーやスマートフォン用アプリケーション「さんあ〜る」の多言語化を推進し、ごみ分別に対する理解と協力を外国籍市民に求めます。

(2) 違反ごみ取り残しによる排出者への注意

ステーションに排出された違反ごみについては、排出者に認識を改めてもらうために取り残しを行うとともに、その理由がわかるように表示を行います。違反ごみ排出者にはマナー改善のための指導を行います。

(3) 市民の利便性向上のため、ごみや資源の受入施設の会場日時の統一化の検討

(4) ごみ運搬車両の有料貸出し

粗大ごみ等を運搬する手段のない市民に対し、運搬車両（軽トラック）を有料で貸し

出しています。また、車両の予約についてインターネット予約できる環境を整備し、さらなる利便性の向上を図ります。

(5) 粗大ごみ戸別収集の実施

粗大ごみの戸別収集を有料で実施します。

(6) あんしん訪問収集の実施

ごみ排出が困難な**高齢の方や障がいのある方**で、自力でごみを出すことができない方に対して引き続き訪問収集を実施します。

(7) 資源等持ち去り及びポイ捨て防止のため、監視パトロールの実施

資源等抜き取りやポイ捨てを防止するため監視パトロールを行い、発見した違反者に対して指導、勧告を行います。なお、命令に従わなかった場合には過料、罰金を科します。

(8) 不法投棄防止のためのパトロール実施と、県や事業者と連携した監視体制の維持

(9) 事業系ごみの適正な処理について指導・啓発

不適正処理が認められた場合は、事業者を指導するほか、「事業系ごみ 分け方・出し方マニュアル」を活用して適正処理について周知啓発します。

(10) 事業系持込ごみの検査の実施

ごみを清掃工場へ搬入する事業者に対して、清掃工場にて抜き打ちの搬入物調査を実施するとともに、指導、啓発を行うことで資源化可能物や産業廃棄物の混入を防止し、ごみの減量及び適正な処理を推進します。

(11) ごみの有料化の検討

ごみの有料化については、人件費等の高騰などによりごみ処理費が増額となっているほか、ごみの減量化、排出者負担による公平性から、引き続き検討します。

(12) ごみ処理手数料の適正化

ごみ処理に係る施設利用手数料などについて、施設維持や事業継続のため、コストに見合う適正な費用負担について検討を進めます。

(13) 「清掃の日」の取り組みの推進

町内会、市内事業所の協力を得るとともに、ホームページ等で広く市民に「清掃の日」の周知を図り、市内の環境美化活動に取り組みます。

2) ごみ処理体制の維持・充実

(1) ごみ処理施設の適正な維持管理の継続

ごみ処理施設の適正な維持管理を実施し、廃棄物を適正に処理します。

(2) 東三河ごみ焼却施設広域化計画に基づく施設統合に向けた蒲郡市との調整

(3) 小規模処分場の早期廃止

小規模の不燃ごみ金野処分場については、優先的に埋め立てを行い、早期に埋め立てを終了させます。水処理を適正に行い埋立地が安定し次第、廃止手続きを進めます。

(4) 焼却施設におけるバイオマスコークス利用の検討

焼却施設（ガス化溶融炉）におけるバイオマスコークス利用を検討するため、コスト、安定供給、炉の運転管理など課題の抽出を行います。

※バイオマスコークス：植物等のバイオマス材を原料としており燃焼させても全体収支では実質的にCO₂を増加させないカーボンニュートラルに資する燃料

3. 環境学習の推進の取り組み

1) 環境学習の推進

(1) 環境学習講座の開催

4 R 推進の意義や必要性をPRし、特にごみの発生抑制を重要課題とした講座を開催します。

(2) ごみ分別説明会、ごみ減量化出前講座の開催

子どもから大人まであらゆる世代に対し、ごみ分別説明会やごみ減量等の問題に関する出前講座を開催します。

(3) 清掃工場、資源化施設など施設見学の実施

ごみ処理施設等の見学を通じて、ごみの発生抑制、再生利用の必要性について考え、行動するきっかけの場を提供します。

(4) 小学校へのごみ副読本配布

ごみの発生量、分別、処理方法などを説明した冊子を作成し、小学校での環境教育に用いる教材として提供します。

第6章 ごみ処理の基本計画

第1節 分別計画

家庭系ごみの分別区分は基本的に現状どおりとしますが、製品プラスチック及びプラスチック製容器包装からなるプラスチック類の分別収集については、引き続き実施に向けた検討を行います。

表 2-26 分別区分

区分		主な品目
可燃ごみ		生ごみ、プラスチック類、草・木、破れ・汚れ・臭いのある衣類、皮革・ゴム製品、発泡スチロール など
不燃ごみ		ガラス・陶器・刃物、白熱・LED電球、小型家電製品 など
危険ごみ		スプレー缶、ライター、蛍光管、水銀体温計、乾電池
資源	金属・カン類	飲料用スチール缶・アルミ缶、なべ、フライパン、金属キャップ・ふた、針金ハンガー など
	ビン類	飲料・食品・化粧品用ビン
	紙類	新聞紙、段ボール、紙パック、雑誌・広告・雑がみ
	古着・タオル類	古着、タオル
	ペットボトル	ペットボトル
	白色トレイ	白色食品トレイ

粗大ごみ	机、タンス、ソファ、自転車、大型家電、ゴルフクラブ、風呂のふた など
------	------------------------------------

※刈草・剪定枝の直接搬入については、分別持ち込み

第2節 収集・運搬計画

1. 家庭系ごみ収集運搬計画

家庭系ごみの収集運搬に関する計画を表 2-27 に示します。

表 2-27 家庭系ごみ収集運搬の現状と将来計画

項目	現状	将来計画
収集対象物	可燃ごみ、不燃ごみ 粗大ごみ（収集は戸別収集のみ） 資源、危険ごみ	資源収集項目の増加を図る 施設、処理体制に応じた分類の見直しは随時行っていく
収集主体	可燃ごみ、危険ごみは直営・委託 その他は委託	現状を維持する
収集方法	ステーション収集（粗大を除く） 可燃ごみ、不燃ごみは指定ごみ袋使用	現状を維持する
収集頻度	可燃ごみ：週2回 不燃ごみ：月2回 粗大ごみ：戸別収集 資源：週1回 危険ごみ※：月2回	現状を維持する

※危険ごみは、一部地域では収集頻度が異なります。
在宅医療廃棄物については、拠点回収を行っています。

2. 事業系ごみ収集運搬計画

事業系ごみ収集運搬に関する計画を表 2-28 に示します。

表 2-28 事業系ごみ収集運搬の現状と将来計画

項目	現状	将来計画
受入対象物	事業系一般廃棄物 （刈草・剪定枝は資源）	現状を維持する
収集主体	排出者自身もしくは一般廃棄物収集 運搬業許可業者	現状を維持する
収集方法	排出者自身もしくは一般廃棄物収集 運搬業許可業者による指定施設への 搬入（ステーション排出不可）	現状を維持する

3. 収集運搬量

収集運搬量（家庭系）の将来計画値は表 2-29 に示すとおりです。また、直接搬入量（家庭系）の将来計画値は表 2-30 に示すとおりです。

表 2-29 収集運搬量（家庭系）の現状と将来計画値

(単位:t/年)

ごみ区分	実績	目標値
	令和5年度	令和12年度
可燃ごみ	35,597	30,374
不燃ごみ	629	612
危険ごみ	100	68
資源	6,722	7,950
粗大ごみ	25	27

表 2-30 直接搬入量（家庭系）の現状と将来計画値

(単位:t/年)

ごみ区分	実績	目標値
	令和5年度	令和12年度
可燃ごみ	343	272
不燃ごみ	46	68
危険ごみ	0	0
資源	179	136
粗大ごみ	2,607	2,582

第3節 中間処理計画

1. 中間処理計画

現状及び将来のごみ中間処理については、ごみの分類ごとに表 2-31～表 2-35 に示すとおりです。

表 2-31 可燃ごみの中間処理の現状と将来計画

現状	将来計画
清掃工場において焼却、溶融処理 施設は2系列4炉体制	現状を維持する

表 2-32 不燃ごみの中間処理の現状と将来計画

現状	将来計画
資源化施設において、不燃ごみから可燃物及び資源（金属・カン類）、小型家電を選別施設で選別し、残渣を最終処分場で埋立処分	現状を維持する

表 2-33 粗大ごみの中間処理の現状と将来計画

現状	将来計画
粗大ごみ受付センターで鉄類、小型家電、木類、布団類の4分別実施 木類、布団類は委託先で破碎後、一部資源化し、残渣は清掃工場 で焼却、溶融処理 鉄類、小型家電は委託業者へ引き渡し	現状を維持する

表 2-34 資源の中間処理の現状と将来計画

項目	現状	将来計画
紙類 古着・タオル	資源化施設（古紙古布ストックヤード）で保管（一部は直接回収業者の施設へ持ち込み）	現状を維持する
金属・カン類 ビン類	資源化施設（資源選別施設）において処理 金属・カン類：手選別及び磁力選別 ビン類：手選別	現状を維持する
ペットボトル 白色トレイ	処理センターにおいて処理 ペットボトル：選別、減容、梱包 白色トレイ：選別、減容、固形化	現状を維持する
刈草・剪定枝	資源化施設（破碎堆肥化施設）において処理 刈草：堆肥化 剪定枝：チップ化	現状を維持する
プラスチック類	可燃ごみとして収集し、焼却処理	資源化を検討する

表 2-35 危険ごみの中間処理の現状と将来計画

現状	将来計画
5品目に分別 蛍光管は破碎、水銀分離処理 その他の品目は委託先へ引き渡し	現状を維持する

2. 中間処理量

各施設における処理量の将来計画値は以下のとおりです。

1) 焼却施設での処理量の計画値

清掃工場での処理量の将来計画値は表 2-36 に示すとおりです。

表 2-36 焼却施設処理量の現状と将来計画

(単位：t/年)

	実績	目標値
	令和5年度	令和12年度
焼却処理量	53,068	47,113
可燃ごみ	51,677	45,663
不燃選別可燃物	223	225
破碎処理施設残渣	1,168	1,225
処理後の発生物	6,729	5,811
スラグ	4,389	3,730
メタル	579	514
飛灰	1,761	1,567

2) 不燃ごみ、粗大ごみ、資源、危険ごみの処理量の計画値

資源化施設、処理センター、粗大ごみ中間処理施設での不燃ごみ、粗大ごみ、資源、危険ごみの処理量（一部取扱量）の将来計画値は表 2-37～表 2-40 に示すとおりです。

表 2-37 不燃ごみ処理量の現状と将来計画

(単位：t/年)

	実績	目標値
	令和5年度	令和12年度
不燃ごみ量	682	687
直接埋立	36	36
選別	646	651
処理後の発生物	646	687
金属類（小型家電を含む）	123	143
可燃物	223	252
選別残渣	300	292
不燃埋立量	36	36

表 2-38 粗大ごみ中間処理量（取扱量）の現状と将来計画

(単位：t/年)

	実績	目標値
	令和5年度	令和12年度
粗大ごみ量	1,481	1,402
鉄類（小型家電含む）	615	633
木類（畳含む）	854	755
布団類	2	3
その他	10	11
処理後の発生物	1,481	1,402
資源化鉄類（小型家電を含む）	615	633
資源化（委託業者固形燃料化他）	854	755
資源化（委託業者羽毛リサイクル等）	2	3
その他	10	11
残渣焼却処理	1,168	1,225

表 2-39 資源処理量（一部取扱量）の現状と将来計画

(単位:t/年)

	実績	目標値
	令和5年度	令和12年度
資源収集量	7,969	9,200
中間処理	3,361	3,459
金属・缶類	505	499
びん類	959	947
ペットボトル	627	743
白色トレイ	23	23
刈草・剪定枝	1,247	1,247
直接資源化	4,608	5,741
紙類	4,416	5,551
古着	181	179
廃食用油	11	11
処理後の発生物	1,020	1,034
資源化(チップ・堆肥)	982	998
資源不可びん類(埋立)	38	36

表 2-40 危険ごみ中間処理量（一部取扱量）の現状と将来計画

(単位:t/年)

	実績	目標値
	令和5年度	令和12年度
危険ごみ量	100	68
スプレー缶	49	31
ライター	3	2
乾電池	30	25
蛍光管、体温計	18	10

ここで資源化率を整理すると表 2-41 に示すとおりです。

表 2-41 リサイクル率の現状と将来計画

(単位:t/年)

		実績	目標値
		令和5年度	令和12年度
スラグ		4,389	3,730
メタル		579	514
資源化不燃ごみ	金属類(小型家電を含む)	123	143
危険ごみ		97	66
資源化粗大ごみ	資源化鉄類(小型家電を含む)	615	633
	資源化(委託業者固形燃料化他)	854	755
	資源化(委託業者羽毛リサイクル等)	2	3
	その他	10	11
資源収集量(刈草・剪定枝除く)		6,722	8,497
資源化(チップ・堆肥)		982	998
資源不可びん類(埋立)		-38	-36
有価物回収量		699	883
計		15,034	16,197
資源化率		23.1%	26.8%
総排出量		65,023	60,393

第4節 最終処分計画

1. 最終処分計画

不燃ごみと焼却灰(飛灰)の最終処分の将来計画については表 2-42 表 2-43 に示すとおりです。

表 2-42 不燃ごみの最終処分の現状と将来計画

現状	将来計画
深田最終処分場、三月田最終処分場、金野最終処分場で埋立処分	金野最終処分場を優先的に埋立

表 2-43 焼却灰(飛灰)の最終処分の現状と将来計画

現状	将来計画
公益財団法人愛知臨海環境整備センター、三重中央開発株式会社へ埋立処分委託し、最終処分	現状を維持する

1 最終処分量

最終処分量の将来計画値は表 2-44 に示すとおりです。

表 2-44 最終処分量の現状と将来計画

(単位:t/年)

	実績	目標値
	令和5年度	令和12年度
最終処分量	2,135	1,922
直接埋立	36	27
不燃ごみ選別残渣	300	292
びん残渣	38	36
焼却施設飛灰	1,761	1,567

第5節 ごみの処理施設の整備に関する事項

1. 焼却施設整備

清掃工場は、東三河ごみ焼却施設広域化計画による施設の整備計画があります。この計画は本市A棟ストーカ炉と蒲郡市の流動床炉を統合し新設するものです。ただし、それぞれの焼却施設の建設年度や使用状況の違いから各設備機器の更新時期が異なり、施設廃止までの耐用年数が異なることから各施設の耐用年数を勘案した中で建設時期を定めていくこととしています。

2. その他の中間処理施設整備

不燃ごみの選別施設、資源（金属・カン類、ビン類）の選別施設、刈草・剪定枝の破碎堆肥化施設及び古紙古布ストックヤードが平成29年3月から稼働しており、新たな施設整備の計画はありません。

今後においては、施設の適正かつ経済的な維持管理に努め、継続して運転管理を行うものとしします。

3. 最終処分場整備

不燃ごみ最終処分場については現状の設備を利用するものとし、施設整備は行わない計画とします。

焼却灰の最終処分場については、現在委託処分しており現状を継続し、施設整備は行わない計画とします。

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1. 市で取り扱わない一般廃棄物

市で収集及び処理が危険なもの、困難な物及び廃棄物関係法令などにより指定されている特別管理一般廃棄物と適正処理困難物については一部を除き今後も市では直接取り

扱いをしないものとしします。現在、市では収集（処理）しないごみは表 2-45 に、法令により指定されている特別管理一般廃棄物と適正処理困難物は表 2-46 に示すとおりです。

これらの品目については、市民へ周知を徹底するとともに、適正な処理ルートの確保とその情報提供に努めていきます。

表 2-45 市で収集（処理）しないごみ

品目	品目	品目
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車、オートバイ及びその部品 ・船舶 ・農業用機械 ・FRP製品 ・業務用電化製品 ・タイヤ、ホイール（自動車及びオートバイ用） ・バッテリー（車両用） ・ピアノ ・耐火金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油 ・廃酸、廃アルカリ ・薬品類（農薬、劇薬） ・毒物 ・火薬 ・塗料 ・腐敗性の液状廃棄物 ・建築廃材、構造物解体廃棄物 ・コンクリート製品 ・レンガ 	<ul style="list-style-type: none"> ・石膏ボード ・大型木材（太さ 30cm を超えるもの） ・プロパンガスボンベ ・消火器 ・農業用ビニール ・汚泥 ・庭石、石塔、石柱、その他石製品

表 2-46 処理困難物

品目
<p>廃棄物処理法第 2 条第 3 項の規定に基づき指定されている特別管理一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> PCB を使用した部品をもつ <ul style="list-style-type: none"> ・廃エアコンディショナー*1 ・廃テレビジョン受信機*1 ・廃電子レンジ ダイオキシン類含有物 ばいじん 感染性一般廃棄物(医療機関で排出されるもの)
<p>廃棄物処理法第 6 条の 3 の規定に基づき指定されている適正処理困難物</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃ゴムタイヤ 廃テレビジョン受信機(25 型以上) *1 廃電気冷蔵庫(250L 以上) *1 廃スプリングマットレス*2

*1：家電リサイクル法対象品目であるエアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、販売店での引取りを原則としますが、家庭から排出されるものに関し、所定のリサイクル券と運搬料金の負担で粗大ごみ受付センターにて受け取り可能としています。

*2：廃スプリングマットレスについては粗大ごみとして受け取り可能としています。

2. 災害廃棄物対策

大規模地震や風水害等の災害が発生した際には、一時的に大量の廃棄物が発生するため、「豊川市災害廃棄物処理計画」及び「豊川市地域防災計画」に基づき、がれき等の災害廃棄物を処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の維持に努めます。

3. 不法投棄対策・不適正処理対策

不法投棄やポイ捨ては地域の景観、良好な地域環境を損ない、周囲に悪影響を及ぼすものです。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄が重大な犯罪であることを大きくPRするとともに、不法投棄監視パトロールの実施、監視カメラ等の設置を継続し、地域住民、事業者とも協力しながら投棄されにくい環境づくりを進めます。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 基本方針

本計画は、生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、公共下水道区域内の地域については接続を推進し、上記区域外の地域については、浄化槽（合併処理浄化槽）（以下「浄化槽」という。）の設置を推進します。公共下水道への接続、浄化槽の設置にあたっては、住民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行い、住民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとします。

生活排水処理対策の基本は、適正に処理を行うことであり、処理施設の整備及び適正処理に関する啓発を行っていくこととします。

また、「SDGs（持続可能な開発目標）」においても、水質環境保全に係る目標も設定されており、社会全体での取り組みも進められています。

生活排水処理の基本方針は、以下のとおりとします。

①整備区域内の接続率の向上

公共下水道の整備区域内においては、早期の接続のために啓発活動を行います。

②汲取り、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の浄化槽への転換の推進

公共下水道計画区域外での浄化槽設置を推進するために、地域住民に対して汲取り便槽、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）（以下「みなし浄化槽」という。）から浄化槽への転換の呼びかけを行います。

③浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽設置世帯への定期的な点検の実施に関する周知啓発を行います。

④処理施設の適正管理

処理施設においては、各設備の点検整備を計画的に行い、施設の適正処理を継続します。

第2章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水処理の体系

本市におけるし尿・生活雑排水の処理・処分体系は図 3-1 に示すとおりです。

汲取り便槽の世帯から発生するし尿は、豊川市処理場で適正に処理しています。

みなし浄化槽、浄化槽を設置している世帯では、各浄化槽で処理後、浄化槽汚泥はし尿処理施設へ搬入され適正に処理されています。

公共下水道へ接続している世帯では、終末処理場において適切に処理されています。

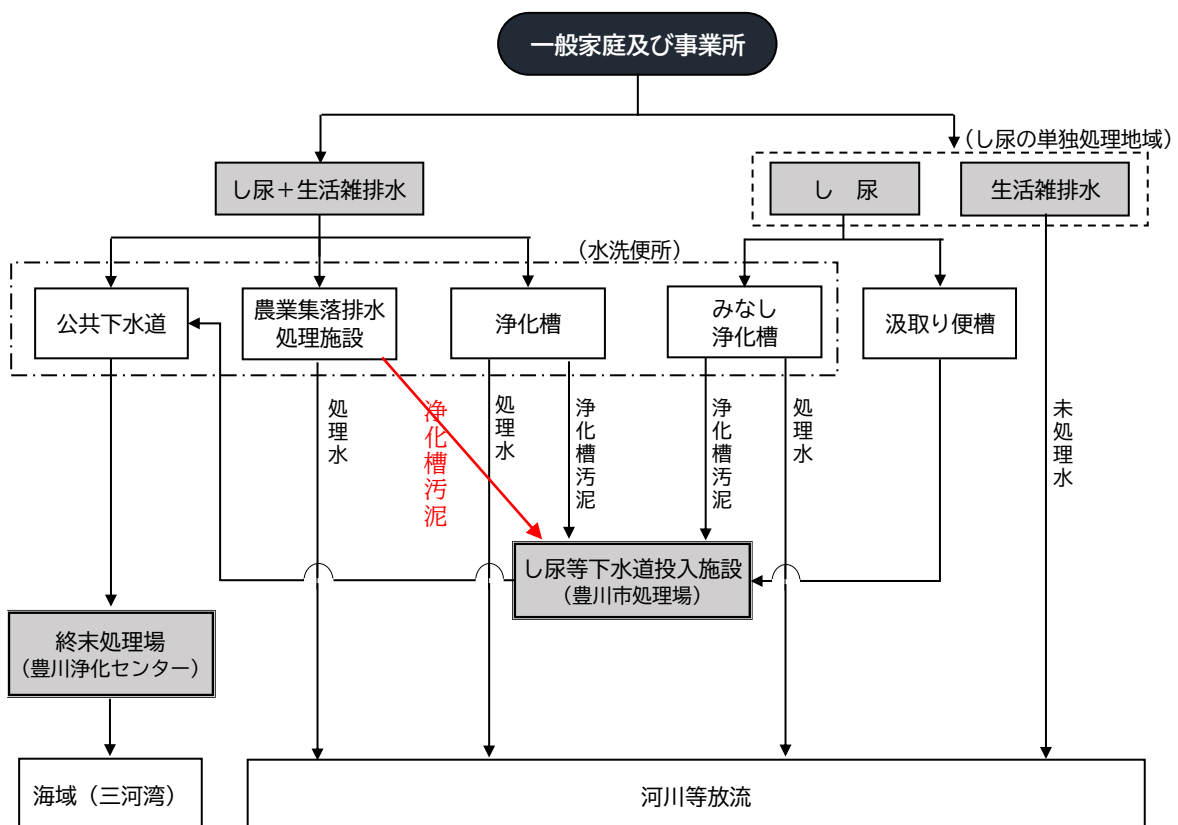


図 3-1 生活排水処理体系フロー

第2節 生活排水の排出状況

1. 処理形態別人口

本市における過去 10 年間の処理形態別人口の実績は表 3-1 に示すとおりです。

令和 5 年度時点で、計画処理区域内人口 186,364 人のうち、177,718 人の生活排水が公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽により適正に処理されています。

令和 5 年度の生活排水処理率は 95.4%※となっています。

※生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口
 = 177,718 人 ÷ 186,364 人 = 95.4% (令和 5 年度)

表 3-1 処理形態別人口の実績

(単位：人)

処理形態	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1 計画処理区域内人口		185,257	185,086	185,195	185,690	186,021	186,318	186,689	186,780	186,691	186,476	186,364
2 水洗化・生活雑排水処理人口		157,126	160,270	162,861	165,522	168,862	172,642	173,603	175,445	176,498	176,498	177,718
(1) コミュニティ・プラント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 浄化槽		27,533	27,814	27,758	27,694	27,676	27,527	27,630	27,643	27,142	27,142	22,736
(3) 下水道		126,733	129,620	132,150	134,880	138,280	142,271	143,321	145,039	146,621	146,621	152,311
(4) 農業集落排水施設		2,860	2,836	2,953	2,948	2,906	2,844	2,652	2,763	2,735	2,735	2,671
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)		24,219	21,001	18,921	17,160	14,617	11,583	11,015	9,713	8,774	8,764	7,455
4 非水洗化人口		3,912	3,815	3,413	3,008	2,542	2,093	2,071	1,622	1,419	1,214	1,191
(1) し尿収集人口		3,912	3,815	3,413	3,008	2,542	2,093	2,071	1,622	1,419	1,214	1,191
(2) 自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (=汚水衛生処理率)		84.8%	86.6%	87.9%	89.1%	90.8%	92.7%	93.0%	93.9%	94.5%	94.6%	95.4%

注) 1. 計画処理区域内人口は行政区域内人口(10月1日 住民登録人口)。

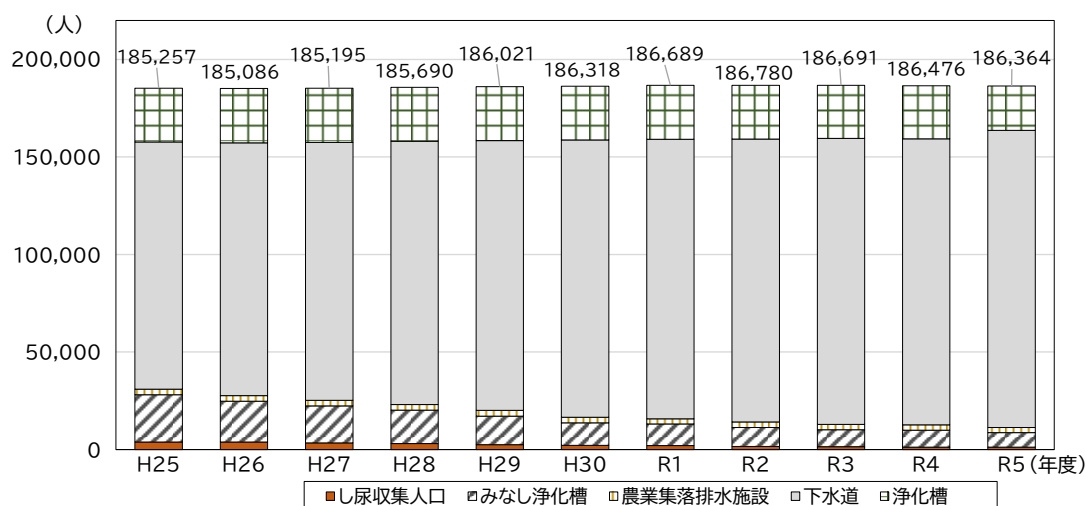


図 3-2 処理形態別人口の推移

2. し尿及び浄化槽汚泥

本市における近年のし尿及び浄化槽汚泥の実績は表 3-2 に示すとおりです。

表 3-2 し尿及び浄化槽汚泥の実績

(単位:kL)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿	1,246	1,184	1,140	1,071	906
みなし浄化槽汚泥	7,035	6,528	6,352	6,093	5,822
浄化槽汚泥	12,734	12,347	12,430	12,683	12,646
計	21,015	20,059	19,922	19,847	19,374

3. 生活排水処理の処理主体

生活排水の処理主体は表 3-3 に示すとおりです。

表 3-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	豊川市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	豊川市
浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
みなし浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	豊川市

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 計画の目標

本計画における目標値を以下のように設定します。基本方針に沿って、本市の実情に適合した生活排水処理施設の整備を推進し、生活排水処理率 97%以上の目標達成を目指すものとします。

生活排水処理率の目標：97%以上（令和12年度）

第2節 生活排水処理の計画

1. 公共下水道

1) 現状と課題

公共下水道は都市に欠くことのできない施設として、国土交通省や県の補助金を受けて市町村が建設する下水道で、主として人口の集中している区域の下水道整備を行うものです。本市では、豊川流域関連公共下水道として昭和47年度に諏訪地区の整備から着手し、現在、第10次拡張計画に沿って整備を進めています。

表 3-4 流域下水道処理施設概要

名称	豊川浄化センター
計画区域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市
供用開始年月	昭和55年12月
処理面積	5,378 ha（令和5年度末）
接続人口	227,144 人（令和5年度末）
1日当たりの処理水量	91,879 m ³ （令和5年度末）

資料：公益財団法人 愛知水と緑の公社

表 3-5 公共下水道の整備状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	説明
人口普及率（%）	86.9	87.2	87.7	行政区域内で下水道を利用できる区域の人口割合（供用開始区域内人口/行政区域内人口）
供用開始区域面積（ha）	3,428	3,455	3,468	供用を開始した区域の面積
供用開始区域内人口（人）	161,952	162,399	163,134	供用を開始した区域の人口

出典：「豊川市公共下水道事業の概要」

2) 今後の計画

下水道の未整備地区の整備を進めるとともに、整備区域内の未接続世帯に対して速やかな接続を指導する必要があります。

公共下水道の整備計画人口を表 3-6 に示します。

表 3-6 整備計画人口

処理施設の種類	令和 12 年度末
流域関連公共下水道	150,533 人
流域関連特定環境保全公共下水道	22,597 人

出典：「豊川市污水適正処理構想」（令和 3 年度）

3) 施策

下水道区域内で下水道の整備が終了し、供用が可能な地域については早急に下水道へ接続するように指導していきます。また、下水道接続などに関する融資斡旋制度の活用について周知を図ります。

2. 農業集落排水施設

1) 現状と課題

農業集落排水施設は、農業用排水の水質保全などを図り、合わせて公共用水域の水質保全に寄与するものとして農業集落におけるし尿及び生活雑排水の汚水を処理する施設で、農業振興地域内の農業集落を対象に整備したものです。

本市では、正岡処理区を始め 4 処理区において供用しており、概要は表 3-7 のとおりです。

表 3-7 農業集落排水施設の概要

地区名	正岡処理区	千両処理区	一宮東部処理区	一宮西部処理区
処理区域	正岡町、行明町の一部、柑子町の一部	千両町	江島町	足山田町、西原町、大木町の一部
処理面積	26ha	65ha	23ha	48ha
供用開始年度	平成 7 年 6 月 1 日	平成 14 年 6 月 1 日	平成 12 年 6 月 1 日	平成 17 年 3 月 1 日 一部は 平成 16 年 7 月 1 日
処理方式	接触ばっ気方式	連続流入間欠ばっ気方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
計画人口	720 人	1,380 人	750 人	1,080 人
日平均汚水量	194m ³	373m ³	203m ³	292m ³

2) 今後の計画

今後においては、広域化・共同化の取り組みとして、施設の統廃合に伴う整備を実施します。

3) 施策

現在管理している施設においては、今後も公共用水域の水質保全を図るため、適正な維持管理を実施します。

3. 浄化槽

1) 現状と課題

近年、公共用水域の水質汚濁負荷量は生活系、特に生活雑排水の占める割合が大きくなっており、し尿及び生活雑排水を合わせて処理する浄化槽が水質汚濁防止の有効な対策として注目されるようになりました。

浄化槽の設置を促進するために、昭和 62 年度から国庫補助制度（現在は環境省所管の循環型社会形成推進交付金制度）が施行されており、現在、本市では浄化槽設置支援事業を行い、浄化槽への転換設置時の設置費用の一部を補助しています。

なお、本市の浄化槽設置支援事業の対象地区は次の区域を除く全地区としています。

[下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の事業計画に定められた予定処理区域、農業集落排水事業区域、その他市長が指定する区域]

2) 今後の計画

今後、国、県などの支援の動向を踏まえ、国、県の交付金制度を積極的に活用し、下水道などの集合処理施設整備事業区域外の地域において浄化槽への転換の普及、促進を図っていきます。

3) 施策

- ① 下水道事業の計画区域外及び農業集落排水事業の計画区域外、あるいはこれらの処理施設が整備されるまでに相当の期間を要する区域や、集落を形成しておらず集合処理が困難な地域については、浄化槽の設置を促進していくものとします。
- ② 汲取り便槽やみなし浄化槽から浄化槽へ転換設置する際の補助制度について周知を図ります。
- ③ 既に浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査の実施について、周知徹底を図っていきます。

第4章 生活排水処理区域及び人口等

生活排水の処理区域は、本市の行政区域全域とし、そのうち集合処理区域は、公共下水道及び農業集落排水施設により処理を行います。それ以外の区域は個別処理区域とし、浄化槽での処理を推進します。

将来の処理形態別人口の推移は表 3-8 に示すとおりです。

将来の生活排水処理率は、公共下水道の整備や、浄化槽への転換により、令和 12 年度で 97.7% (181,829 人÷186,166 人) となる見込みです。

表 3-8 処理形態別人口の推移

(単位：人)

処理形態	年度	実績	推計値
		R5年度	R12年度 (目標年度)
1 計画処理区域内人口		186,364	186,166
2 水洗化・生活雑排水処理人口		177,718	181,829
(1) コミュニティ・プラント		0	0
(2) 浄化槽		22,736	24,857
(3) 下水道		152,311	154,313
(4) 農業集落排水施設		2,671	2,660
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)		7,455	3,734
4 非水洗化人口		1,191	602
(1) し尿収集人口		1,191	602
(2) 自家処理人口		0	0
生活排水処理率 (=汚水衛生処理率)		95.4%	97.7%

注) 「1. 計画処理区域内人口」は、行政区域内人口となる。

※令和元年度以降の人口は、ごみ処理基本計画の「人口の将来予測」で採用した将来人口を用いて推計しています。

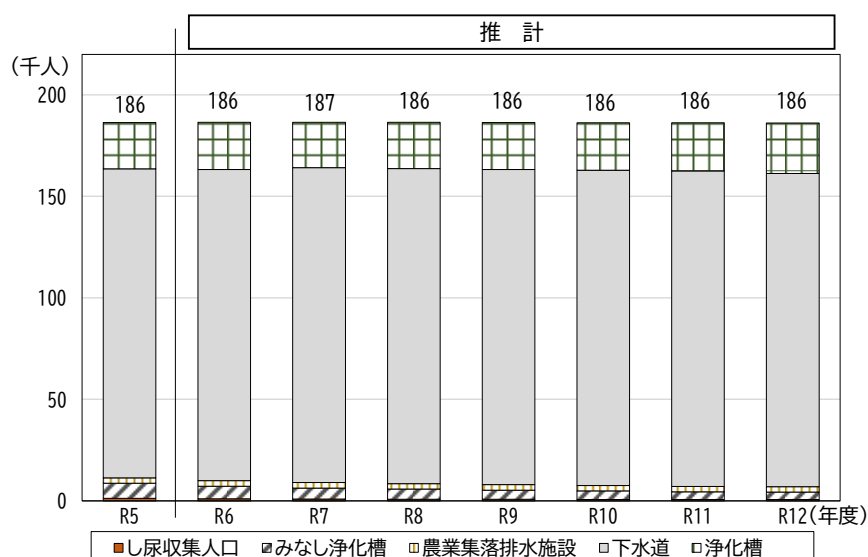


図 3-3 処理形態別人口の推移

第5章 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

第1節 収集・運搬計画

計画収集区域は本市の全域とし、収集運搬体制は、現状と同様に許可業者による収集・運搬とします。

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

今後も現状と同様に、豊川市処理場にて継続処理を行うものとします。

下水道放流方式に変更したことにより処理施設を簡素化しましたが、将来、減少していく処理量等を踏まえた適正な維持管理に努めていきます。

表 3-9 し尿処理施設の概要

名称	豊川市処理場
計画区域	豊川市
供用開始年月	平成12年3月 下水道への放流開始：平成31年3月
処理能力	73kL/日（し尿：4.6kL/日、浄化槽汚泥：68.4kL/日）
処理方法	前処理・前脱水・希釈放流方式

将来のし尿等の排出量は表 3-10、図 3-4 に示すとおりです。し尿量・浄化槽汚泥量は、公共下水道への接続の普及及び浄化槽への転換により減少する見込みです。

表 3-10 し尿及び浄化槽汚泥の排出量

(単位:kL)

	実績	目標値
	令和5年度	令和12年度
浄化槽汚泥	12,646	12,052
みなし浄化槽汚泥	5,822	2,726
し尿	906	483
計	19,374	15,261

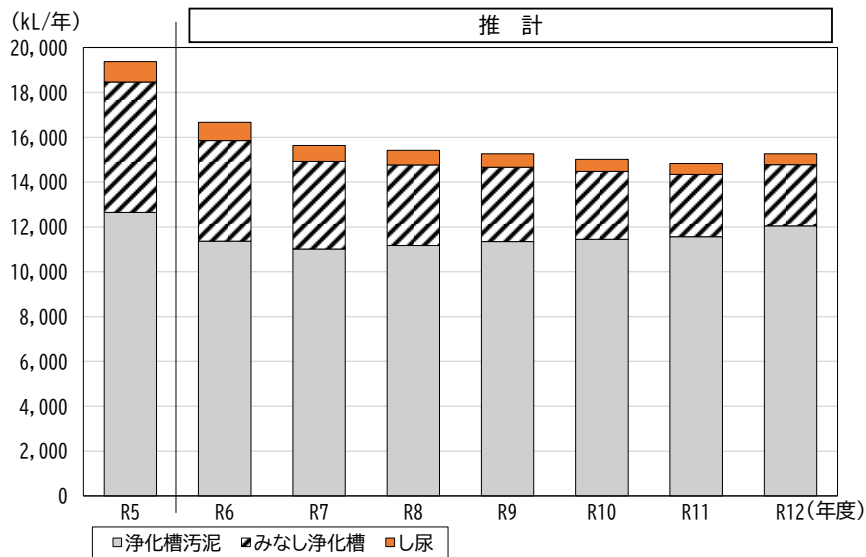


図 3-4 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

第3節 その他の計画

1. 住民に対する広報・啓発活動

自らが生活する周辺の側溝や水路などの身近な水環境のみならず、河川や海などを含めた地域全般の水環境に関心をもってもらうことが、計画達成のためには重要です。

そのためには以下に示す事項等を広報、啓発していくことが必要です。

- ①住民が排出する生活排水のうち、台所や風呂場からの排水（生活雑排水）が汚濁の大きな要因となっていること。
- ②身近な水路や河川の水質保全には家庭内や地域での取組みにより、生活雑排水からの汚濁を削減することが重要であること。
- ③家庭での発生源対策としての具体的な取組み
 - ・排水中に食物残渣等の混入を防ぐため、三角コーナーには、さらに目の細かい水切り袋、ろ紙袋等をかぶせるなど、固形物の排水中への混入の防止。
 - ・廃食用油は油固化剤により固める、キッチンペーパー等に吸い込ませるなど、直接排水の防止。

2. 本市における実践活動の取組み

1) パンフレットやポスターの作成と配布

水質汚濁の現状とその原因を図や表等で示し、住民の意識啓発の向上に努めます。

2) 出前講座の開催

台所からの排水による水質汚濁等の問題を認識してもらうため、パックテストによる簡易な実験を体験し、水を汚さない工夫について、子どもが学ぶ機会を提供します。

豊川市一般廃棄物処理基本計画
(令和7年度～令和12年度)

令和7年 月発行

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市 産業環境部 清掃事業課

TEL : (0533) 89-2166 FAX : (0533) 89-2197

E-mail : seiso@city.toyokawa.lg.jp